



弘市政発第 60 号
平成 26 年 7 月 23 日

弘前市自治基本条例市民検討委員会
委員長 佐藤三三様

弘前市長 葛西憲



自治基本条例素案について

平成 26 年 3 月 24 日に答申があった自治基本条例に関する事項の内容を基に、議員の意見をお聞きするとともに、法務管理の面からも検討を加え、自治基本条例素案を作成したので、平成 24 年 6 月 18 日付け弘市推発第 52 号の諮問に基づき、下記のとおり提出いたします。

記

1 自治基本条例素案提出までの経緯 裏面のとおり

2 自治基本条例素案

(1) 条例素案 別紙 1 頁～8 頁

(2) 条例素案（案）（※）・条例素案対照表 別紙 10 頁～30 頁

※ 条例素案（案） 平成 26 年 3 月 24 日の答申内容を忠実に条文化し、同年 5 月 23 日開催の弘前市議会議員全員協議会において、議員へ説明したもの

3 自治基本条例に関する議員の意見等

(1) 議員の意見 別紙 31 頁～34 頁

(2) 執行機関における法務管理の検証結果 別紙 35 頁～36 頁

（条例素案（案）の修正を伴うもの）

(3) (1) の議員意見に係る会議録概要 別紙 37 頁～59 頁

注 当該意見等の作成・文責 市民文化スポーツ部市民協働政策課

（担当 市民文化スポーツ部市民協働政策課）

【1 自治基本条例素案提出までの経緯】

No.	時期（平成 26 年）	内容
1	3 月中旬	平成 26 年第 1 回弘前市議会定例会（一般質問）における質疑応答
2	3 月 24 日	自治基本条例に関する事項（答申）（貴委員会 ⇒ 市長）
3	5 月 23 日	弘前市議会議員全員協議会における条例素案（案）の説明及び質疑応答
4	6 月中旬	平成 26 年第 2 回弘前市議会定例会（一般質問）における質疑応答
5	4 月上旬～7 月中旬	法務管理の面からの検討（執行機関）

（参考：条例案提出までの流れ）



【2 自治基本条例素案(1) 条例素案】

弘前市協働によるまちづくり基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第6条）

第2章 まちづくりの主体とその役割等

第1節 まちづくりの主体（第7条）

第2節 主体の役割等（第8条—第14条）

第3章 協働の推進（第15条）

第4章 まちづくりの仕組み

第1節 行政運営（第16条—第28条）

第2節 住民投票（第29条）

第3節 市外の人々、国等との連携（第30条—第32条）

第5章 条例の実効性の確保（第33条）

附則

本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。

また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。

先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。

この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。

従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民及び市の役割、それによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とします。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 協働 まちづくりにおいて、市民等及び市が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むことをいいます。

(2) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現するために、この住みよいまち「弘前市」

に対する誇りと愛着心を基に行う公共的な活動をいいます。

- (3) 市民 市内に居住する全ての者をいいます。
- (4) 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者をいいます。
- (5) 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒をいいます。
- (6) コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、かつ、複数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として活動する団体をいいます。
- (7) 事業者 市内に事務所、営業所等を有し、営利を目的として活動することを主たる目的とするものをいいます。
- (8) 市民等 市民、学生、子ども、コミュニティ及び事業者をいいます。
- (9) 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員をいいます。
- (10) 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員をいいます。
- (11) 市 議会及び執行機関又は地方公共団体としての本市をいいます。
- (12) 市民力 市民が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組む力をいいます。
- (13) 学生力 学生が自主的につながりを広げ、その特性を生かして、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でまちづくりを学び、次の取組に生かしていく力をいいます。
- (14) 地域力 当該地域を構成する者が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でつながりを深め、次の取組に生かしていく力をいいます。
- (15) 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々をいいます。

(条例の位置付け)

第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けるものとします。

- 2 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。
- 3 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。
- 4 前2項の規定は、この条例の趣旨を尊重する余地がないもの又は尊重することにより、他の法令等の趣旨を損なうおそれがあるものについては、適用しないものとします。

(条例の適用除外)

第4条 次に掲げる活動については、この条例の規定は、適用しないものとします。

- (1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としない活動
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
- (4) 特定の公職（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職

をいいます。以下同じです。) の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある活動
(基本理念)

第5条 本市のまちづくりは、平和及び人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。
(基本原則)

第6条 本市のまちづくりは、次の各号に掲げる原則に応じ、当該各号に定める決まりに基づき、進めるものとします。

- (1) 協働の原則 協働によること。
(2) 住民自治の原則 市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関する自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。
(3) 情報共有の原則 市は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。
(4) 参加・環境づくりの原則 次に掲げる主体の区分に応じ、それぞれに定めること。
ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加するように努めること。
イ 市 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。
ウ 執行機関 必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。

第2章 まちづくりの主体とその役割等

第1節 まちづくりの主体

(まちづくりの主体)

第7条 本市のまちづくりの主体は、次に掲げるものとします。

- (1) 市民
(2) 学生
(3) 子ども
(4) コミュニティ
(5) 事業者
(6) 議会
(7) 執行機関

第2節 主体の役割等

(市民の役割)

第8条 市民は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

- (1) まちづくりの主体であることを認識すること。
(2) 市民力の向上に努めること。
(3) 地域において安心安全に暮らしていけるように、自らがその環境づくりに取り組む

よう努めること。

(学生の役割)

第 9 条 学生は、まちづくりにおいて、特性を生かした新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。

(子どもの権利等)

第 10 条 子どもは、まちづくりにおいて、次に掲げる権利を有するものとします。

(1) まちづくりに参加する権利

(2) まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利

2 子どもは、前項の権利を有することを基本として、自信を持って、まちづくりにかかわり、その経験を積む役割を担うものとします。

(コミュニティの役割)

第 11 条 コミュニティは、まちづくりにおいて、次の各号に掲げるコミュニティの区分に応じ、当該各号に定める役割を担うものとします。

(1) 町会その他の地縁を基盤とした団体 担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。

(2) 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体 当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。

(事業者の役割)

第 12 条 事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。

(2) 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。

(3) 休暇制度の充実等当該事業者の従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。

(議会の役割)

第 13 条 議会は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 審議・議決機関としての機能を果たすこと。

(2) 前号に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。

(3) 市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。

2 議員は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。

(2) 政策の提案及び議案の提出を行うこと。

(3) 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。

3 議会事務局の職員は、まちづくりにおいて、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとします。

(執行機関の役割)

第 14 条 執行機関は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。

(1) 市民の生命、身体及び財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。

(2) 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事

務を管理・執行すること。

- (3) 市民等のまちづくりを支援すること。
- (4) 市民にとって分かりやすい組織とすること。

2 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとします。

第 3 章 協働の推進

(協働の推進)

第 15 条 市民等及び市は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、第 5 条に規定する基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。

第 4 章 まちづくりの仕組み

第 1 節 行政運営

(総合計画)

第 16 条 市は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定しなければならないものとします。

2 市は、総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。

(財政運営)

第 17 条 市は、財政運営を行うに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにならなければならないものとします。

2 市長は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。

3 市長は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。

(評価)

第 18 条 執行機関は、総合計画、政策、施策、事務事業等の達成度、執行状況の妥当性等を明確にするため、それらの評価を実施するものとします。

2 執行機関は、前項の規定に基づく評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、総合計画等の進化及び成長につなげるため、その結果を基に改善策を検討するものとします。

3 執行機関は、第 1 項に規定する評価の実施及び前項に規定する改善策の検討に当たっては、市民も含めた第三者の参加を求めなければならないものとします。

4 市は、第 1 項の達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。

(意見等への応答義務)

第 19 条 市は、まちづくりに関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。

(危機管理体制の確立)

第 20 条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。

2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。

(市民力等の推進)

第 21 条 執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 市民力及び学生力を發揮して取り組むまちづくりを行う者に対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めること。

(2) 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。

(説明責任)

第 22 条 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例、事業評価等の内容や決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。

2 議会は、第 13 条第 1 項第 3 号に規定する役割及び前項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。

3 執行機関は、第 1 項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かりやすく公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等がまちづくりに関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。

(情報公開)

第 23 条 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保有する情報の一層の公開を図るものとします。

2 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、その保有する情報について、別に定めるものを除き、積極的な姿勢で開示に努めなければならないものとします。

(情報提供)

第 24 条 市は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならないものとします。

(情報共有)

第 25 条 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。

(個人情報保護)

第 26 条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法令、条例等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うものとします。

2 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するよう努めるものとします。

（意見聴取手続）

第 27 条 執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表するものとします。

2 執行機関は、前項の規定による意見聴取を行うときは、職員が積極的に地域へ出掛けけるなど、あらゆる方法を講じるよう努めるとともに、その前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく行うものとします。

（附属機関の運営）

第 28 条 執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進とともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとします。

2 附属機関の会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなければならないものとします。

第 2 節 住民投票

（住民投票）

第 29 条 市は、まちづくりに関する重要事項について、直接、住民（第 3 項の条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。

2 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。

3 前 2 項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。

第 3 節 市外の人々、国等との連携

（市外の人々との連携等）

第 30 条 市民等及び執行機関は、まちづくりにおいて、必要に応じ、市外の人々の参加を得て、連携・協力しながら進めるとともに、市外の人々の意見、知恵、工夫等を活用するよう努めるものとします。

（国等との連携）

第 31 条 市は、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するため、その状況に応じ、国、県、近隣市町村等と連携しながら取り組むものとします。

（国際社会との交流及び連携）

第 32 条 市は、まちづくりにおける国際社会とのつながりの重要性を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。

第 5 章 条例の実効性の確保

（条例の実効性の確保）

第 33 条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。

2 審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。

担任する事務	委員の構成	定数	任期
(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項	(1) 知識経験のある者	12人	2年
(2) この条例の見直しに関する事項	(2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	以内	

3 市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度 1 回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。

4 前 3 項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項については、弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）第 3 条から第 5 条までの規定を適用するものとします。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第 33 条第 3 項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

（弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正）

2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成 18 年弘前市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

（弘前市附属機関設置条例の一部改正）

3 弘前市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表 1 市長の附属機関の表弘前市自治基本条例市民検討委員会の項を削る。

【2 自治基本条例素案(2) 条例素案（案）・条例素案対照表】

条例素案（案）	議員意見等
弘前市協働によるまちづくり基本条例	
目次	
前文	
第1章 総則（第1条— 第5条 ）	
第2章 まちづくりの主体とその役割等	
第1節 まちづくりの主体（ 第6条 ）	
第2節 主体の役割等（ 第7条—第13条 ）	
第3章 協働の推進（ 第14条 ）	
第4章 まちづくりの仕組み	
第1節 行政運営（ 第15条—第27条 ）	
第2節 住民投票（ 第28条 ）	
第3節 市外の人々、国等との連携（ 第29条—第31条 ）	
第5章 条例の実効性の確保（ 第32条 ）	
附則	
本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。	
また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。	
先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。	
この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。	
従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民、 議会及び執行機関 の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。	※法務 1
第1章 総則	
（目的）	
第1条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とします。	

対応	条例素案
	弘前市協働によるまちづくり基本条例
○字句整理	<p>目次</p> <p>前文</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）</p> <p>第 2 章 まちづくりの主体とその役割等</p> <p>　　第 1 節 まちづくりの主体（第 7 条）</p> <p>　　第 2 節 主体の役割等（第 8 条—第 14 条）</p> <p>第 3 章 協働の推進（第 15 条）</p> <p>第 4 章 まちづくりの仕組み</p> <p>　　第 1 節 行政運営（第 16 条—第 28 条）</p> <p>　　第 2 節 住民投票（第 29 条）</p> <p>　　第 3 節 市外の人々、国等との連携（第 30 条—第 32 条）</p> <p>第 5 章 条例の実効性の確保（第 33 条）</p> <p>附則</p>
○字句整理	<p>本市は、歴史・文化資源を数多く有するとともに、緑豊かな自然環境に恵まれています。</p> <p>また、学都として教育も充実し、地域のコミュニティによる活動も根付いているなど、自然との共生を図りながら、地域ならではの文化・生活が営まれてきました。</p> <p>先人たちが築き上げてきたこの住みよいまちは、今後も時代に応じ、新たなものを取り入れながらしっかりと育て、次代を担う子どもたちへ継承していかなければなりません。</p> <p>この住みよいまち、「あずましい ふるさと」を笑顔でつないでいくためには、弘前を愛する心を育み、まちづくりの担い手を育成するとともに、協働によるまちづくりを行っていく必要があります。</p> <p>従って、市民の主体性を尊重するというまちづくりの基本理念や市民及び市の役割、それらによる協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みなどを明らかにし、その仕組みに基づく継続的な取組により、市民の幸せな暮らしを実現するために、本市のまちづくりの基本とする弘前市協働によるまちづくり基本条例を制定します。</p>
	<p>第 1 章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第 1 条 この条例は、本市のまちづくりの基本理念を明らかにするとともに、その基本的な事項を定めることにより、協働による継続的なまちづくりの進展を図り、市民の幸せな暮らしを実現することを目的とします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
(定義)	
第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。	
(1) 協働 まちづくりにおいて、市民等、 議会及び執行機関 が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むことをいいます。	※法務 1
(2) 市民 市内に居住する全ての者をいいます。	※意見 1 & 法務 2 (法務 5- 対 1)
(3) 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者をいいます。	※意見 2 ~ 7
(4) 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒をいいます。	
(5) コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、かつ、複数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として活動する団体をいいます。	
(6) 事業者 市内に事務所、営業所等を有し、営利を目的として活動することを主たる目的とするものをいいます。	
(7) 市民等 市民、学生、子ども、コミュニティ及び事業者をいいます。	
(8) 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員をいいます。	
(9) 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員をいいます。	
(10) 市 議会及び執行機関をいいます。	※法務 1
(11) 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々をいいます。	

対応	条例素案
○字句整理	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。</p> <p>(1) 協働 まちづくりにおいて、市民等及び市が相互に補完し、及び特性を尊重するとともに、それぞれの役割に応じて取り組むことをいいます。</p>
○ 1 号追加	<p>(2) まちづくり 市民の幸せな暮らしを実現するために、この住みよいまち「弘前市」に対する誇りと愛着心を基に行う公共的な活動をいいます。</p>
○号追加に伴う 繰り下げ (以下同様)	<p>(3) 市民 市内に居住する全ての者をいいます。</p> <p>(4) 学生 市内に居住し高等教育機関に在学する者又は市内に存する高等教育機関に在学する者をいいます。</p> <p>(5) 子ども 市内に居住する義務教育諸学校の児童若しくは生徒又は高等学校等の生徒をいいます。</p> <p>(6) コミュニティ 市内に事務局を置き、営利を目的とせず、かつ、複数のものの利益の増進に寄与することを主たる目的として活動する団体をいいます。</p> <p>(7) 事業者 市内に事務所、営業所等を有し、営利を目的として活動することを主たる目的とするものをいいます。</p> <p>(8) 市民等 市民、学生、子ども、コミュニティ及び事業者をいいます。</p> <p>(9) 議会 議員によって組織する合議制の機関及びそれを補助する議会事務局の職員をいいます。</p> <p>(10) 執行機関 市長及び行政委員会並びにそれらを補助する職員をいいます。</p> <p>(11) 市 議会及び執行機関又は地方公共団体としての本市をいいます。</p>
○規定整備	
○ 3 号追加	<p>(12) 市民力 市民が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組む力をいいます。</p> <p>(13) 学生力 学生が自主的につながりを広げ、その特性を生かして、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でまちづくりを学び、次の取組に生かしていく力をいいます。</p> <p>(14) 地域力 当該地域を構成する者が自主的につながりを広げ、構想し、及びその実現に向けて協力して取り組むとともに、その取組の中でつながりを深め、次の取組に生かしていく力をいいます。</p> <p>(15) 市外の人々 市外に在住し、市内に通勤、通学等をし、又は本市の出身であるなど、本市にかかわりがある人々をいいます。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けるものとします。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。</p>	※法務 3 (法務 5 - 対 2)
	※法務 4 - 対 1 (法務 5 - 対 4)
<p>(基本理念)</p> <p>第4条 本市のまちづくりは、人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。</p>	※意見 8・9

対応	条例素案
○ 1 項追加	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第3条 この条例は、本市のまちづくりの基本として位置付けるものとします。</p> <p>2 市民等は、まちづくりに参加するに当たり、この条例の趣旨を尊重するよう努めるものとします。</p> <p>3 市は、他の条例、規則等の制定及び改廃、各種計画の策定及び変更等に当たり、この条例の趣旨を尊重するものとします。</p> <p>4 前2項の規定は、この条例の趣旨を尊重する余地がないもの又は尊重することにより、他の法令等の趣旨を損なうおそれがあるものについては、適用しないものとします。</p>
○ 1 条追加	<p>(条例の適用除外)</p> <p>第4条 次に掲げる活動については、この条例の規定は、適用しないものとします。</p> <p>(1) 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的としない活動</p> <p>(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動</p> <p>(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動</p> <p>(4) 特定の公職（衆議院議員、参議院議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の職をいいます。以下同じです。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含みます。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動</p> <p>(5) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある活動</p>
○規定整備 ○条追加に伴う 繰り下げ (以下同様)	<p>(基本理念)</p> <p>第5条 本市のまちづくりは、平和及び人権が尊重され、市民が幸せに暮らすため、市民の主体性を尊重するとともに、協働により取り組むことを基本的な考え方とします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>(基本原則)</p> <p>第5条 本市のまちづくりは、次の各号に掲げる原則に応じ、当該各号に定める決まりに基づき、進めるものとします。</p> <p>(1) 協働の原則 協働によること。</p> <p>(2) 住民自治の原則 市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。</p> <p>(3) 情報共有の原則 市は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。</p> <p>(4) 参加・環境づくりの原則 次に掲げる主体の区分に応じ、それぞれに定めること。</p> <p>ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加すること。</p> <p>イ 市 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。</p> <p>ウ 執行機関 必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。</p>	
<p>第2章 まちづくりの主体とその役割等</p> <p>第1節 まちづくりの主体</p> <p>(まちづくりの主体)</p> <p>第6条 本市のまちづくりの主体は、次に掲げるものとします。</p> <p>(1) 市民 (2) 学生 (3) 子ども (4) コミュニティ (5) 事業者 (6) 議会 (7) 執行機関</p>	
<p>第2節 主体の役割等</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第7条 市民は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <p>(1) まちづくりの主体であることを認識すること。 (2) 市民力の向上に努めること。 (3) 地域において安心安全に暮らしていくように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。</p>	

対応	条例素案
	<p>(基本原則)</p> <p>第6条 本市のまちづくりは、次の各号に掲げる原則に応じ、当該各号に定める決まりに基づき、進めるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 協働の原則 協働によること。 (2) 住民自治の原則 市民等は、一人ひとりが自分や自分たちに関することを自らの責任において取り組む意識を持ち、公共の福祉の増進に向けて、主体的に取り組むこと。 (3) 情報共有の原則 市は、市民等の知る権利を保障するとともに、市民参加を促進するため、積極的に情報公開及び情報提供を行い、全ての主体がまちづくりの情報を共有できるように努めなければならないこと。 (4) 参加・環境づくりの原則 次に掲げる主体の区分に応じ、それに定めること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 市民等 それぞれの環境に応じ、主体的にまちづくりに参加すること。 イ 市 まちづくりに参加する機会を設けるとともに、それに参加しやすい環境づくりに努めること。 ウ 執行機関 必要に応じ、市民等が主体的にまちづくりに参加するための支援を行うこと。
	<p>第2章 まちづくりの主体とその役割等</p> <p>第1節 まちづくりの主体</p> <p>(まちづくりの主体)</p> <p>第7条 本市のまちづくりの主体は、次に掲げるものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市民 (2) 学生 (3) 子ども (4) コミュニティ (5) 事業者 (6) 議会 (7) 執行機関
	<p>第2節 主体の役割等</p> <p>(市民の役割)</p> <p>第8条 市民は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) まちづくりの主体であることを認識すること。 (2) 市民力の向上に努めること。 (3) 地域において安心安全に暮らしていくように、自らがその環境づくりに取り組むよう努めること。

条例素案（案）	議員意見等
(学生の役割) 第8条 学生は、まちづくりにおいて、特性を生かした新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。	
(子どもの権利等) 第9条 子どもは、まちづくりにおいて、次に掲げる権利を有するものとします。 (1) まちづくりに参加する権利 (2) まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利 2 子どもは、前項の権利を有することを基本として、自信を持って、まちづくりにかかわり、その経験を積む役割を担うものとします。	
(コミュニティの役割) 第10条 コミュニティは、まちづくりにおいて、次の各号に掲げるコミュニティの区分に応じ、当該各号に定める役割を担うものとします。 (1) 町会その他の地縁を基盤とした団体 担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。 (2) 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体 当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。	
(事業者の役割) 第11条 事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。 (1) まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。 (2) 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。 (3) 休暇制度の充実等当該事業者の従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。	
(議会の役割) 第12条 議会は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。 (1) 審議・議決機関としての機能を果たすこと。 (2) 前号に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。 (3) 市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。 2 議員は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。 (1) まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。 (2) 政策の提案及び議案の提出を行うこと。 (3) 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。 3 議会事務局の職員は、まちづくりにおいて、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとします。	

対応	条例素案
	<p>(学生の役割)</p> <p>第9条 学生は、まちづくりにおいて、特性を生かした新鮮味のある提案をし、又は実践をするなど、学生力を発揮するよう努めるものとします。</p>
	<p>(子どもの権利等)</p> <p>第10条 子どもは、まちづくりにおいて、次に掲げる権利を有するものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まちづくりに参加する権利 (2) まちへの愛着心及び主体的に考える力を育む機会を与えられる権利 <p>2 子どもは、前項の権利を有することを基本として、自信を持って、まちづくりにかかわり、その経験を積む役割を担うものとします。</p>
	<p>(コミュニティの役割)</p> <p>第11条 コミュニティは、まちづくりにおいて、次の各号に掲げるコミュニティの区分に応じ、当該各号に定める役割を担うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町会その他の地縁を基盤とした団体 担い手の育成に努め、その組織、活動等の充実を図り、それらを継承していくこと。 (2) 市民活動団体その他のテーマで結び付いた団体 当該団体相互の連携に配慮するとともに、専門性を生かした取組をすること。
	<p>(事業者の役割)</p> <p>第12条 事業者は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まちづくりの重要な担い手として、一層の社会貢献に努めること。 (2) 安心して暮らせるまちをつくる一翼を担うこと。 (3) 休暇制度の充実等当該事業者の従業員がまちづくりに参加しやすい環境づくりに配慮すること。
	<p>(議会の役割)</p> <p>第13条 議会は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 審議・議決機関としての機能を果たすこと。 (2) 前号に定めるもののほか、法令等に基づき行うことができる行為を有効に活用すること。 (3) 市民等に対して、議会の活動内容に関する情報を積極的に提供し、説明責任を果たすこと。 <p>2 議員は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) まち全体の発展を考え、そのための活動をすること。 (2) 政策の提案及び議案の提出を行うこと。 (3) 議案の賛否を明らかにし、その理由を説明すること。 <p>3 議会事務局の職員は、まちづくりにおいて、議会の役割が全うされるよう全力を挙げて職務を遂行する役割を担うものとします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>(執行機関の役割)</p> <p>第13条 執行機関は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <p>(1) 市民の生命、身体及び財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。</p> <p>(2) 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。</p> <p>(3) まちづくりに参加する市民等を支援すること。</p> <p>(4) 市民にとって分かりやすい組織とすること。</p> <p>2 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の basic 理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとします。</p>	※法務 4 一対 2
<p>第3章 協働の推進</p> <p>(協働の推進)</p> <p>第14条 市民等、議会及び執行機関は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、第4条に規定する基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。</p>	※法務 1
<p>第4章 まちづくりの仕組み</p> <p>第1節 行政運営</p> <p>(総合計画)</p> <p>第15条 市は、本市の将来像を示し、その実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、本市の基本的な構想等を盛り込む総合計画を策定しなければならないものとします。</p> <p>2 市は、前項の総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。</p>	※意見 10
<p>(財政運営)</p> <p>第16条 市は、財政運営を行うに当たっては、最小の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないものとします。</p> <p>2 市長は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。</p> <p>3 市長は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。</p>	

対応	条例素案
○規定整備	<p>(執行機関の役割)</p> <p>第14条 執行機関は、まちづくりにおいて、次に掲げる役割を担うものとします。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 市民の生命、身体及び財産を守るとともに、福祉の向上を図ること。 (2) 法令、条例等を遵守し、及びこの条例の基本理念等を十分に認識し、誠実公正に事務を管理・執行すること。 (3) 市民等のまちづくりを支援すること。 (4) 市民にとって分かりやすい組織とすること。 <p>2 執行機関の職員は、まちづくりにおいて、執行機関の方針、この条例の基本理念等を十分に認識し、忠実かつ着実に職務を遂行するとともに、市民の立場に立って、懇切丁寧に職務を遂行する役割を担うものとします。</p>
○字句整理 ○字句整理	<p>第3章 協働の推進 (協働の推進)</p> <p>第15条 市民等及び市は、協働のあり方を具体化したまちづくりの仕組みを形式的に用いるだけでなく、第5条に規定する基本理念等に定める協働の趣旨を十分に認識し、及び尊重するよう努めるものとします。</p>
○規定整備	<p>第4章 まちづくりの仕組み 第1節 行政運営 (総合計画)</p> <p>第16条 市は、本市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための計画（以下「総合計画」といいます。）を策定しなければならないものとします。</p> <p>2 市は、総合計画を策定するに当たっては、市民参加及び専門的な視点による検討を求めるとともに、あらかじめ総合計画案を公表し広く意見を求め、市民との協働によるものとします。</p>
○字句整理	<p>(財政運営)</p> <p>第17条 市は、財政運営を行うに当たっては、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないものとします。</p> <p>2 市長は、継続的かつ安定的な行政サービスを提供するため、中期的な財政収支の推計を示す計画を作成し、それに基づき限られた財源の効率的な運用を図るなど、健全な財政運営を維持しなければならないものとします。</p> <p>3 市長は、予算及び決算の要領、歳入歳出予算の執行状況並びに財産の現在高その他財政状況について、市民にとって分かりやすい内容で公表しなければならないものとします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
(評価) 第17条 執行機関は、総合計画、政策、施策、事務事業等の達成度、執行状況の妥当性等を明確にするため、それらの評価を実施するものとします。 2 執行機関は、前項の規定に基づく評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、総合計画等の進化・成長につなげるため、その結果を基に改善策を検討するものとします。 3 執行機関は、第1項に規定する評価の実施及び前項に規定する改善策の検討に当たっては、市民も含めた第三者の参加を求めなければならないものとします。 4 市は、第1項の達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。	
(意見等への応答義務) 第18条 市は、市政に関する意見、要望、苦情等の応答に当たっては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。	※法務 5-対 3
(危機管理体制の確立) 第19条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。 2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。	
(市民力等の推進) 第20条 執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るために、次に掲げる措置を講じるものとします。 (1) 市民力及び学生力を発揮して取り組むまちづくりを行う者に対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めること。 (2) 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。	

対応	条例素案
○字句整理	<p>(評価)</p> <p>第18条 執行機関は、総合計画、政策、施策、事務事業等の達成度、執行状況の妥当性等を明確にするため、それらの評価を実施するものとします。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定に基づく評価の結果について、市民に分かりやすく公表するとともに、総合計画等の進化及び成長につなげるため、その結果を基に改善策を検討するものとします。</p> <p>3 執行機関は、第1項に規定する評価の実施及び前項に規定する改善策の検討に当たっては、市民も含めた第三者の参加を求めなければならぬものとします。</p> <p>4 市は、第1項の達成度、妥当性等を評価するために特に必要があると認めたときは、別に定めるところにより、外部監査契約に基づく監査を求めることができるものとします。</p>
○表現変更	<p>(意見等への応答義務)</p> <p>第19条 市は、まちづくりに関する意見、要望、苦情等の応答に当たつては、速やかに事実関係を調査し、誠実に受け答えするなど、誠意を持って臨まなければならないものとします。</p>
	<p>(危機管理体制の確立)</p> <p>第20条 市は、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民等及び関係機関と連携し、災害等に対する危機管理体制の確立に努めなければならないものとします。</p> <p>2 市民は、自らの生命、身体及び財産を守るため、日頃から安全確保に努めるとともに、市民相互の連携・協力体制の充実を図るよう努めるものとします。</p>
	<p>(市民力等の推進)</p> <p>第21条 執行機関は、市民力、学生力及び地域力を高める取組を後押しし、主体性の向上を図るため、次に掲げる措置を講じるものとします。</p> <p>(1) 市民力及び学生力を発揮して取り組むまちづくりを行う者に対し、その円滑な実施のために必要な援助をするように努めること。</p> <p>(2) 地域活動への協力、様々な情報提供等を行う職員を各地域へ配置するなど、地域との情報の共有化を図ること。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>(説明責任)</p> <p>第21条 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例、事業評価等の内容や決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。</p> <p>2 議会は、第12条第1項第3号に規定する役割及び前項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。</p> <p>3 執行機関は、第1項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かりやすく公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等が市政に関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。</p>	※法務 5 一対 3
<p>(情報公開)</p> <p>第22条 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保有する情報の一層の公開を図るものとします。</p> <p>2 市が出資する法人は、その保有する情報について、別に定めるものを除き、積極的な姿勢で開示に努めなければならないものとします。</p>	※法務 6
<p>(情報提供)</p> <p>第23条 市は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならないものとします。</p> <p>(情報共有)</p> <p>第24条 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。</p>	
<p>(個人情報保護)</p> <p>第25条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法令、条例等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うものとします。</p> <p>2 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するよう努めるものとします。</p>	
<p>(意見聴取手続)</p> <p>第26条 執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取し、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による意見聴取を行うときは、職員が積極的に地域へ出掛けるなど、あらゆる方法を講じるよう努めるとともに、その前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく行うものとします。</p>	

対応	条例素案
○字句整理	<p>(説明責任)</p> <p>第22条 市は、行政運営の透明性の向上を図るため、各種計画、財政、条例、事業評価等の内容や決定に至る過程について、市民に理解されるように分かりやすく説明しなければならないものとします。</p> <p>2 議会は、第13条第1項第3号に規定する役割及び前項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、会議の原則公開に努めるとともに、議決の経過及び結果の説明等をするものとします。</p> <p>3 執行機関は、第1項に規定する説明責任を果たすための取組の一環として、市の施策について分かりやすく公表する仕組みの創造に努めるほか、市長と市民等がまちづくりに関して、直接意見交換を行う機会を設けるものとします。</p>
○規定整備	<p>(情報公開)</p> <p>第23条 市は、説明責任を全うするとともに、他の主体との信頼関係を深めるため、別に定めるところにより、市の保有する情報の一層の公開を図るものとします。</p> <p>2 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人は、その保有する情報について、別に定めるものを除き、積極的な姿勢で開示に努めなければならないものとします。</p> <p>(情報提供)</p> <p>第24条 市は、情報提供をするに当たり、新しい媒体の活用を検討する姿勢を継続するとともに、分かりやすく、かつ、効果的な方法及び内容で行わなければならないものとします。</p> <p>(情報共有)</p> <p>第25条 市は、市民等と情報共有を図るため、市以外の者から収集した公益的な情報を広く市民等に提供するものとします。</p>
	<p>(個人情報保護)</p> <p>第26条 市は、個人の権利利益を保護するため、個人情報の保護に関する法令、条例等の趣旨にのっとり、個人情報を適正に取り扱うものとします。</p> <p>2 市民等は、個人情報の保護の重要性を認識し、その適正な取扱いに配慮するよう努めるものとします。</p>
	<p>(意見聴取手続)</p> <p>第27条 執行機関は、重要な施策を決定するに当たっては、その過程において広く市民の意見を聴取り、その結果を公表するものとします。</p> <p>2 執行機関は、前項の規定による意見聴取を行うときは、職員が積極的に地域へ出掛けるなど、あらゆる方法を講じるよう努めるとともに、その前提となる説明、質問の内容等について、市民にとって分かりやすく行うものとします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>(附属機関の運営)</p> <p>第27条 執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進するとともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとします。</p> <p>2 附属機関の会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなければならないものとします。</p>	
<p>第2節 住民投票 (住民投票)</p> <p>第28条 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民（第3項の条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>	<p>※法務 5 一対 3 ※意見 11~22</p>
<p>第3節 市外の人々、国等との連携 (市外の人々との連携等)</p> <p>第29条 市民等及び執行機関は、まちづくりにおいて、必要に応じ、市外の人々の参加を得て、連携・協力しながら進めるとともに、市外の人々の意見、知恵、工夫等を活用するよう努めるものとします。</p> <p>(国等との連携)</p> <p>第30条 市は、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するため、その状況に応じ、国、県、近隣市町村等と連携しながら取り組むものとします。</p> <p>(国際社会との交流及び連携)</p> <p>第31条 市は、まちづくりにおける国際社会とのつながりの重要性を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。</p>	

対応	条例素案
	<p>(附属機関の運営)</p> <p>第28条 執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進するとともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとします。</p> <p>2 附属機関の会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなければならないものとします。</p>
○規定整備	<p>第2節 住民投票 (住民投票)</p> <p>第29条 市は、まちづくりに関する重要事項について、直接、住民（第3項の条例で定める者をいいます。）の意見を確認するため、住民投票に係る条例案を議会に提出することができるものとします。</p> <p>2 市は、住民投票の結果を尊重するものとします。</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとします。</p>
	<p>第3節 市外の人々、国等との連携 (市外の人々との連携等)</p> <p>第30条 市民等及び執行機関は、まちづくりにおいて、必要に応じ、市外の人々の参加を得て、連携・協力しながら進めるとともに、市外の人々の意見、知恵、工夫等を活用するよう努めるものとします。</p>
	<p>(国等との連携)</p> <p>第31条 市は、自らの公共課題を効果的及び効率的に解決するため、その状況に応じ、国、県、近隣市町村等と連携しながら取り組むものとします。</p>
	<p>(国際社会との交流及び連携)</p> <p>第32条 市は、まちづくりにおける国際社会とのつながりの重要性を認識し、国際社会との交流及び連携に努めるものとします。</p>

条例素案（案）	議員意見等
<p>第 5 章 条例の実効性の確保 (条例の実効性の確保)</p> <p>第32条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、この条例に関する審議会その他の合議制の機関（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するものとします。</p> <p>(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項</p> <p>3 市長は、少なくとも毎年度 1 回、前項の諮問をするものとします。</p> <p>4 審議会は、第 2 項各号に掲げる事項のほか、この条例に関する事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができるものとします。</p> <p>5 市長は、第 27 条第 1 項の規定にかかわらず、原則として審議会の委員の一部を公募により選任しなければならないものとします。</p> <p>6 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、別に条例で定めるものとします。</p>	※意見 23～25 (※法務 7)
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものとします。</p> <p>(弘前市附属機関設置条例の一部改正)</p> <p>2 弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。</p> <p>別表 1 市長の附属機関の表弘前市自治基本条例市民検討委員会の項を削る。</p>	

※意見 26～28

対応	条例素案								
○規定整備 (名称追加) ○規定整備 (審議会の組織 ・運営事項追加)	<p>第 5 章 条例の実効性の確保 (条例の実効性の確保)</p> <p>第33条 市長は、この条例に基づくまちづくりを着実に実行するとともに、社会環境の変化に的確に対応し、進化・成長するまちづくりを協働により推進するため、弘前市協働によるまちづくり推進審議会（以下「審議会」といいます。）を設置するものとします。</p> <p>2 審議会の担任する事務、委員の構成、定数及び任期は、次の表のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>担任する事務</th> <th>委員の構成</th> <th>定数</th> <th>任期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項</td> <td>(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者</td> <td>12人以内</td> <td>2年</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 市長は、審議会に対して、少なくとも毎年度 1 回、諮問をするものとします。ただし、担任する事務について、複数年度にわたり審議等を行う必要がある場合その他やむを得ない理由がある場合は、この限りではありません。</p> <p>4 前3項に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項については、弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）第 3 条から第 5 条までの規定を適用するものとします。</p>	担任する事務	委員の構成	定数	任期	(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	12人以内	2年
担任する事務	委員の構成	定数	任期						
(1) この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項 (2) この条例の見直しに関する事項	(1) 知識経験のある者 (2) 公共的団体等の推薦を受けた者 (3) 公募による市民 (4) その他市長が必要と認める者	12人以内	2年						
○規定整備 (ただし書追加) ○規定整備 (旧 4・6 項)	<p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行します。ただし、第33条第3項の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。 (弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例の一部改正)</p> <p>2 弘前市議員報酬、費用弁償等の額及びその支給方法条例（平成 18 年弘前市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。 （次のよう略） (弘前市附属機関設置条例の一部改正)</p> <p>3 弘前市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。 別表 1 市長の附属機関の表弘前市自治基本条例市民検討委員会の項を削る。</p>								
○字句整理									

【参考】

弘前市附属機関設置条例（抜粋）

（委員の委嘱等）

第3条 委員は、別表の委員の構成欄に掲げる者のうちから市長（教育委員会に設置する附属機関にあっては教育委員会）が委嘱又は任命する。

（職務権限）

第4条 別表に掲げる附属機関は、同表の担任する事務の欄にそれぞれ定める事務について調停、審査、審議又は調査等を行う。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の運営等に関し必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。

【3 自治基本条例に関する議員の意見等(1) 議員の意見】

※ 本意見の作成・文責 弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課

<定義：まちづくり>

意見 1 (55 頁：会議録概要④37・38)

まちづくりというと何か分かったような気になるが、肝心のまちづくりの定義が曖昧で、何でもかんでも含めることや特定のことにすることも可能になり、条例のつくり方としては非常にまずいので、明確なものにして欲しい。

<定義：市民>

意見 2 (47 頁：会議録概要②36)

憲法、地方自治法等々の法令に地方自治についての原理原則、基礎・基本にかかわる事柄が既に定められているわけで、何か屋上屋を架すような、それで、それに修正を加えるような内容になっているという大きな危惧を抱いている。

意見 3 (47 頁：会議録概要②46)

全国で外国人の投票権を認める条例を制定している自治体があり、問題も起きているようなので、市民の定義として、国籍条項をつくった方がいい。

意見 4 (48 頁：会議録概要②53・54)

フェイスブックを通じて、自治基本条例について掲載した際、「いいね！」が驚くほど来ており、実は、そのぐらい関心があることかもしれないが、インターネットをしている方しかわからないので、市議会で何をやっているのかがよくわからないだろうし、気がついたら自治基本条例ができて、外国人も参加できるようになっていたのでは大変困るということを危惧している。

意見 5 (52 頁：会議録概要④ 1～3)

民主主義を実現する地方政治は、地方公共団体が国とは別に地方の政治を行う団体自治と、地方の政治は住民の意思に基づいて行う住民自治の 2 つの考えに基づくもので、住民の意思に基づく具体的な方法は、間接民主制という選挙で選ばれた住民の代表によって政治を行う代表民主制を憲法は大原則とし、住民の意思を間接的に政治へ反映させる方法をとっている。

そこにいう住民は、主権者たる日本国民である住民、弘前市であれば、弘前市に住民票を有する選挙権を有する弘前市民を意味するが、条例素案（案）では、まちづくりを市民、議会、執行機関が役割分担すること、市民は、弘前市に居住する全ての者としており、主権者たる日本国民、かつ、弘前市に住民票を有する選挙権を有する弘前市民に限定されていない。

意見 6 (53 頁：会議録概要④19)

初歩的かつ基本的な誤りは、第 1 に、地方自治は、直接民主制的な事柄を積極的に含めて考えるべきという点に、第 2 に、住民という言葉を無制限に理解して、市民とは、弘前市に居住する全て者を意味するという点にあると思う。

意見 7 (56・57 頁：会議録概要⑤13～15)

現状、自治基本条例で定めるまでもなく、市内のイベントや団体の活動では、国籍は関係なく進められているので、条例素案（案）の市民の定義で良いのと思っており、弘前市には留学生もたくさんおり、一緒になってイベントや仕組みづくりをすれば面白いので、そういう点はこれから進めていくべきである。

<基本理念>

意見 8 (51 頁：会議録概要③C 31～33)

行政視察などで自治基本条例について勉強してきたが、平和というまちづくりが大事だという気がしており、条例素案（案）第 4 条では人権の尊重、第 19 条では危機管理体制の確立とあるが、平和主義、基本的人権を貫いた市民一人ひとりが市政の主人公ということも貫いたものがあれば、より弘前市協働によるまちづくり基本条例が市民に親しまれるという気がする。

意見 9 (53 頁：会議録概要④15・17)

憲法の地方自治の解釈として、住民自治に住民の参加という言葉は、通常は使用しないが、そのように定義し（考え）てしまうことから、住民参加や住民との協働によるまちづくりこそが真の住民自治であると、初步的かつ基本的な誤りや混乱、そして、大いなる勘違いをして、自治基本条例案がつくられていることに 1 番の問題があると思う。

<まちづくりの仕組み(1) 行政運営>

意見 10 (50 頁：会議録概要③B 25)

条例素案（案）第 15 条の総合計画と新しく策定した弘前市経営計画がイコールなのか、その関係性をはっきりさせて欲しい。

<まちづくりの仕組み(2) 住民投票>

意見 11 (58 頁：会議録概要⑤37～39)

住民投票までいった時点で、市民との協働は失敗しており、その後の最終手段ということになり、本来は、住民投票に持ち込む前に、議会、市長、市民が話し合って物事を決めなければいけないし、そのための枠組みを作るための自治基本条例なので、住民投票までいかない枠組みが非常に重要で、議論を煮詰めていくうえでの仕組みづくりも自治基本条例に盛るべきだと思う。

意見 12 (39 頁：会議録概要①22・28・30)

中間報告に対する各主体の意見、特に住民投票に関する議論について、住民投票が様々な問題をはらんでいるという事例を挙げて、実際の運用の問題点が話し合われておらず、議論の過程に拙速さを感じており、事務局の理事者側が憲法、法律上の問題点を提示しないと、委員はしっかりととした判断ができない、ということで市民検討委員会の意思形成過程には、重大な瑕疵がある。

意見 13 (41 頁：会議録概要①48)

条例制定が予定される住民投票に関しては、その都度議論をするため、今は議論し

ないと、議論を投げてしまうのは、制度設計の作業として粗いと思う。

意見 14 (41 頁 : 会議録概要①52・53)

住民投票条例で罰則規定を設けているのは、調べた限りでは、千葉県野田市だけであるが、住民投票の事案は、道路建設等の全市的な問題で何十億の血税が動く可能性があるため、罰則規定がなければ、事案の実施を阻止するために買収してしまうかもしれない、罰則規定はしっかりと議論していかなければいけない。

意見 15 (41 頁 : 会議録概要①54)

(条例に基づく) 住民投票は、法的位置付けが曖昧で、強制力もなく、義務を課すわけでもないもので、それに対して行政罰（刑罰）を設定できるかというと、極めて疑問が残る。

意見 16 (42 頁 : 会議録概要①56・58)

住民投票は、法的には拘束力がなく、事実上、市民アンケート以上でも以下でもなく、強制力のないものに、多額の費用を要する、違反を取り締まる枠組みも想定できないものであるため、お金も無駄遣いだし、投票は大まかに二択でしか意思表示ができず、市民との協働にならないものであり、市民との協働は、二択に至る前までに、議論を煮詰めていくものだと思う。

意見 17 (42 頁 : 会議録概要①61・62)

当市のまちづくりの理念となる自治基本条例なので、住民投票にこだわらず、同じお金をかけるのであれば、しっかりと資料提供もされた市民アンケートを大々的に行った方が、市民の声もたくさん寄せられて建設的だと思う。

意見 18 (42 頁 : 会議録概要①63～65)

住民投票を 1 回ゼロベースに戻して、弘前でしかない、弘前にふさわしい、独自のまちづくり条例を検討していくべきだと考える。

意見 19 (49 頁 : 会議録概要③A 4・6・8)

住民投票は、ウクライナ情勢で公平性が確保できないという問題点が如実に表れてしまつたところであるが、(条例素案(案)) 第 28 条第 3 項に、別に条例で定めるとしており、これは有権者の範囲を恣意的に変えることができる余地を残してしまつてるので、条文に、有権者の範囲その他の事項に関しては、公職選挙法に準拠するという一文を付すだけで、ほぼ問題解決すると思う。

意見 20 (57 頁 : 会議録概要⑤28・29)

住民投票を請求できるのは有権者だが、その有権者は市民より狭いくくりで、投票できるのは、その請求に含まれない人も含まれるという問題が今までの内容にはあつたが、住民投票の疑惑を払しょくするために適用除外規定を設けるということだと思うので、議論としては大変な前進である。

意見 21 (58 頁 : 会議録概要⑤30・31)

住民投票の結果について、尊重しなければならないという表現だと法務管理、訴訟対策の面で非常に問題があるということで、尊重するという表現になったとあるが、今後取り消し訴訟や住民投票が行われたときに、訴訟上耐えられるのか、法務管理の面からしっかりと確認すべきである。

意見 22 (58 頁 : 会議録概要⑤41・42)

住民投票に関する提案だが、住民投票の実施に当たり、ある件は 16 歳以上、次の時は 20 歳以上と解釈できるのが、混乱が生じる面であるので、住民投票条例を作る上での指針を示しておくためにも、様々な手続きに関しては公職選挙法を準用するという形で文言を載せててもいいのではないかと思う。

<条例の実効性の確保>

意見 23 (45・46 頁 : 会議録概要②21・23・24)

中間報告書の中に、審議会、合議制の機関が市長に物を言うことができるとあり、一見、人によって左右されない仕組みに思えるが、自治基本条例を制定し、審議会にそういう権限を委ねることは、その機関が実権を握り、歯止めになるものが何もないでの、実は人による統治、支配になってしまう。

意見 24 (46 頁・会議録概要②28・29)

市長が市民検討委員会の答申を尊重して、そのまま議案を出してくると、同委員会が市政の重要な部分を決めることになってしまい、自治基本条例を制定したときに、合議制の機関がいくら会議を公開しても、市民皆さんが関心を持って見るわけではないため、歯止めがなく、同委員会と同じようにするのではないかということを懸念している。

意見 25 (50 頁・会議録概要③A18~20)

経営計画と自治基本条例の 2 つの審議会の意見が異なったときの対応に関する提案として、委員の選任に当たり議会の議決を得てという形で、どちらかに重しを置いておいたら逃げ道ができるのではないかと思う。

<その他>

意見 26 (46 頁・会議録概要②33・34)

市民検討委員会の（中間報告書に対する各主体の意見を審議する）会議を傍聴し、どうしてこんなに拙速なのか、これで検討していることになるのかという感想を抱いており、条例案として作成するに当たって、もう少し慎重に議論して欲しい。

意見 27 (54 頁・会議録概要④32・33)

開かれた市政を行うならば、むしろ不特定多数の弘前市民が参加できる市民懇談会、を休日、夜間にもやるとか、なるべくそういう機会を設けるべきであるとともに、市と町会が何箇月に 1 回でも、東地区、西地区などより大きい会議での懇談をするというように民主主義を実現していくのも重要な方法である。

意見 28 (59 頁・会議録概要⑤47・48)

条例素案（案）に関して、全国の自治基本条例の文言と同じという気がして、弘前らしさ、弘前じゃないと適用できないような条項というのが何一つ無いので、条例をゼロから作るにあたって、弘前らしさをどこかにしっかり盛り込むべきだと思う。

【3 自治基本条例に関する議員の意見等(2) 執行機関における法務管理の検証結果】
(条例素案（案）の修正を伴うもの)

<定義>

法務 1

「市」を「議会及び執行機関」という意味だけではなく、「地方公共団体」の意味で用いている規定もあり、必ずしも一貫していないことから、その文言の不明確さを解消するため、定義に地方公共団体としての意味を追加し、関係部分の字句を整理したもの

法務 2

文言の不明確さを解消するとともに、他の条例・規則との整合性を図るため、まちづくりの定義を新設したもの

<条例の位置付け>

法務 3

執行機関及び議会は、他の条例、規則等の制定及び改廃に当たり、この条例の趣旨を尊重する旨定めていることから、実質的には、最高規範の位置付けと言え、法秩序（①後法優位、②特別法優位）の原則から問題があるため、条例の位置付け規定の適用除外規定を新設したもの

<条例の適用除外等>

法務 4

コミュニティは、①地縁団体と②市民活動団体の 2 種類があるとし、②については、宗教団体や政治団体が含まれることから、執行機関による支援（執行機関の役割）の内容如何では、政教分離原則や公務の政治的中立性に抵触する可能性も出てくるため、次の対応によりその問題点を解消するもの

対応 1 条例の適用除外規定を新設したもの

対応 2 執行機関による支援（執行機関の役割）の規定の整備

<定義、条例の位置付け、住民投票等>

法務 5

・前提：解釈

- ① 条例素案（案）は、まちづくりの基本で、市は、他の条例、規則等の制定、改廃等に当たり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、条例素案（案）にいうまちづくりは、広く市政を意味すると考えられる。
- ② 条例素案（案）は、協働によるまちづくりを基本理念とし、協働の主体は、市民等（※ コミュニティを含む。）、議会及び執行機関であり、市民等がまちづくりに参加することが前提とされている。
- ③ 市は、他の条例、規則等の制定、改廃等に当たり、この条例の趣旨を尊重するとしていることから、個別に住民投票条例を制定するに際しては、この条例の趣

旨（協働）の理念に基づき、住民投票の主体を「市民等」から大きく制限するこ
とが事実上困難といえる。

・検証結果

上記の解釈により、在留外国人、未成年者及び市外在住者の住民投票（市政）へ
の参加を認めるものとなっていること（※）から、憲法や地方自治法等の法律の趣
旨を損ないかねないため、次の対応によりその問題点を解消するもの

※ コミュニティの構成員として住民投票に参加できるのであれば、政治目的の
濫用も懸念される。

対応 1 まちづくりの定義を新設したもの（＝法務 2（再掲））

対応 2 条例の位置付けの適用除外規定を新設したもの（＝法務 3（再掲））

対応 3 住民投票事項（市政に関する重要事項）等の修正

対応 4 この条例の適用除外規定を新設したもの（＝法務 4－対応 1（再掲））

<情報公開>

法務 6

弘前市情報公開条例との整合性を図るため、関係規定を整備したもの
(参考)

弘前市情報公開条例第 23 条

= 市が出資する法人のうち実施機関が定める法人

条例素案（案）第 22 条第 2 項

= 市が出資する法人

<条例の実効性の確保>

(法務 7)

弘前市附属機関設置条例（平成 26 年弘前市条例第 2 号）の制定に当たり、基本的
には、当該附属機関に関連する条例がない場合は附属機関設置条例において、当該附
属機関に関連する条例がある場合は当該条例において、当該附属機関の運営等につい
て定めることとしたことから、自治基本条例の実効性を確保するための審議会に係る
運営等の内容を追加したもの

（仮に、）

雪対策条例があって、除雪審議会を設置する場合

= 雪対策条例の中で、除雪審議会の運営等を規定

雪対策条例がなく、除雪審議会を設置する場合

= 弘前市附属機関設置条例の中で、除雪審議会の運営等を規定

【3 自治基本条例に関する議員の意見等(3) (1)の議員意見に係る会議録概要】

平成 26 年第 1 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ①	
質問件名	1 自治基本条例。 (1) 住民投票。 ア 投票の公正さの確保について。
日 時	平成 26 年 3 月 5 日（水）午前
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課

会議概要

- 1 •自治基本条例の中でも特に重要となってくる住民投票制度に関して、今回は質疑を行いたいと思う。
- 2 •一昨年の第 1 回定例会で市民検討委員会条例が可決され、一昨年 6 月には、市民検討委員会が発足し、その後二十数回にも及ぶ会議が行われ、昨年 7 月 29 日に中間報告が発表され、また、昨年 9 月には、議員全員協議会で自治基本条例の中間報告の内容が示され、その後、市民からの意見聴取を行い、本年度末には最終報告が答申されると聞いている。
- 3 •自治基本条例の理念は、市民との協働にあり、従来、市政は議会と市長という有権者によって民主的に選ばれた主体が車の両輪となり運営していくものであったが、市民の参画を促し、市民が 3 つ目の車輪となり、この 3 輪で市政を運営していくことういうのが、市民との協働の理念であると理解している。
- 4 •葛西市長の就任以来、市民のまちづくりへの参画に対する意識、情熱は、過去に例がないほど高まり、各市民団体の活動も極めて活性化しており、自分も弘前青年会議所のメンバーとしてまちづくりに取り組んでいるので、この現状は、みずからの実感として受けとめているし、極めてすばらしいと考えていて、より多くの市民が、弘前のまちづくりに参加していただくことを願うこと切である。
- 5 •検討委員会が示した自治基本条例の中間報告を見ても、市民の参画に対して思いを砕いていることがよくわかり、中間報告の各条項の中でも、市民の参画の実効性を担保するための具体的な制度として挙げているのが住民投票である。
- 6 •中間報告では、ア 市は、市政に関する重要事項について、直接、住民の意見を確認するため、住民投票を実施できるものとします。イ 市民及び市は、アの規定により住民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならないものとします。ウ ア、イに定めるもののほか、住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるものとしますというのがその内容である。
- 7 •そもそも住民投票というものには、おおむね三つの類型があり、憲法第 95 条に基づく地方特別法の制定の可否に関する住民投票、自治法の規定に基づく地方議会の解散請求、首長、議員の解職請求の可否を問う住民投票、そして合併特例法に基づく住民投票といった法律の規定に基づくもの、これが二つ目で、そして三つ目が今回のような条例に基づく住民投票である。
- 8 •前 2 者の憲法と法律に基づく住民投票には、公選法の適用又は一部適用があるが、条例に基づくものには、この適用がなく、このような性格から、条例に基づく住民投票の有権者の範囲は一体どこまでか、そして有効な投票率はどうなのか、また公選法が適用されない中でどうやって公正な投票を実現させるかという問題が多数あり、全国の自治体で様々な混乱を生じている。

- 9 ・昨年来、取り上げている東京都小平市においても、昨年の 5 月に道路の整備計画の可否を問う住民投票を行ったが、投票率が 50 % に満たなかったため、開票作業を行わないとなり、その後これの是非について、混乱が全国報道されたこともあり、記憶に新しいところである。
- 10 ・理念の崇高さとは裏腹に、実際、実施するとなると種々の困難を内包しているのが住民投票制度で、本日は、それらの問題の中でも、どうやって投票の公正さを確保するのかという観点から、住民投票に関する議論を展開していきたいと思う。
- (1) • 11 ・まずは、市民検討会議における住民投票に関する議論は、現状どのようになっているのか、また、庁内のプロジェクトチームにおける議論の状況は、どのようになっているのか、以上の 2 点を質問させていただく。
- ⇒(1)応答 ・ 12 ・自治基本条例の制定に当たっては、市民の思いや考えを基本に据えることが重要であるため、公募市民等で組織する市民検討委員会を設置し、これまで約 2 年間にわたり審議を進めてきたが、その間、30 回近く会議を開催するとともに、主体に位置づけている学生やコミュニティーなどのほか、高校生とも話し合いの場を設け、中間報告書に対する意見聴取を行ってきた。
- ⇒同上 • 13 ・執行機関においては、議員の意見を聞くとともに、庁内プロジェクトチームによる検討を行うなど、各主体がそれぞれの視点や思いで議論してきたところであり、現在も市民検討委員会の審議は続いているが、今月（H26. 3）下旬には、市民検討委員会から最終報告書が提出される予定である。
- ⇒同上 • 14 ・執行機関では、最終報告を受けてから、条例制定に向けて条文化作業等を進めていくので、今後も議員との議論を重ねるとともに、パブリックコメントも実施し、何を議論しているのか市民にも見える形で進めたいと考えている。
- ⇒同上 • 15 ・そして最終的には、各主体の思いを一つにまとめ、当市のまちづくりの理念、仕組みとして、しっかりととした運用ができるいくような条例を、議員の協力をいただいて、市の責任として制定していきたいと考えている。
- ⇒(1)応答 ・住民投票に関する市民検討委員会の検討状況だが、中間報告書に至るまでは、全國における実施状況や実施の流れ、さらには制度全般の論点などを踏まえながら、まちづくりにおける住民投票の必要性から議論したところである。
- 補足 • 16 ・結果として、住民投票は、まちづくりにおいて各主体が意思表示をする最終手段として位置づけたところであり、制度全般としては非常に論点が多く、専門性を必要とするため、中間報告書では、一つ目として、住民投票を実施できること、二つ目として、結果の尊重、そして三つ目として、その他制度全般については、その都度別に条例で定めるとしたものである。
- ⇒同上 • 17 ・その後、市民検討委員会では、中間報告書に対する各主体の意見を集約する中で、住民投票に関する意見もあったため、その内容を一部変更する方向で議論しているが、その内容は、方針を変更するのではなく、記述内容について誤解を招かぬ表現にするものであるが、最終報告書の提出前に再度会議を開催する予定であり、住民投票の部分も含めて最終報告書の内容が決定されることになる。
- ⇒同上 • 18 ・ 庁内プロジェクトチームにおける検討状況だが、市長が中間報告書の提出を受けた後、その内容の審議をする中で、住民投票についても議論し、その結果、法的な解釈などを十分に踏まえ、結果の尊重規定などにおいて、誤解を与えない表現とするよう執行機関の意見として提出したところだが、 庁内プロジェクトチームでは、引き続き条例化に向けた作業を行うとともに、条例制定後も視野において活動を展開することとしている。
- (2) • 20 ・ 実は、我が会派の議員と私、前回の市民検討会議で、中間報告に関する意見の検

- 討、大体、冊子を見ると 99 個くらいの意見を全体に返して、順次、1つ1つ、この意見に関してはこういうふうにやつていこうという検討をしていたが、確認として、中間報告に対する市民などの意見の検討のために、どれくらいの時間、何回の会議を設けたのか質問したいと思う。
- ⇒(2) 応答
- 21
 - 22
 - 23
 - 24
 - 25
 - 26
 - 27
 - 28
 - 29
 - 30
- ・正確にではないのですが、4回はやつたかと思っている。
- ・3回から4回の中で、さまざまな意見を検討した感じだったが、私、この前の検討会議、ちょうど住民投票等が議題に上がるときに見学したが、寄せられた意見に対して、こういうふうな問題があるからこういうふうに修正しようとかの検討は、結構大変な作業だと思うが、その割には、前回も 10 から 20 くらいの項目に対して 2、3 時間かけて検討した形で、見ていると議論の過程に拙速さを感じた。
- ・市の基本となる条例の検討、その最終報告を答申するための議論なので、もう少し丁寧に時間をかけて、回数を重ねてやるべきではないかと思ったが、その点に関してはどのようにお考えか。
- ・議論の進め方は、市民検討委員会のほうに委ねており、検討委員会の中で、そこら辺は判断をして進めたものと理解をしている。
- ・委員会の会議で、そのような形にしたということだが、この住民投票は、自治基本条例の中でも本当に山場になる条項で、これをどうするかで、自治基本条例の性格が決まってくるようなすごく重要な問題であると思う。
- ・実際に全国でも、住民投票をやつたがゆえに混乱を来したり、あるいは学問上ではいえば、住民の規定の仕方によっては、外国人参政権に事実上つながるのではという議論もありますし、どうやって不正な投票や投票活動を防ぐのかという点は、本当に今、真剣に議論しておかなければだめな議題だと思う。
- ・中間報告に対する意見でも、実際、実施する際は、その都度、個別に住民投票の実施条例をやって、その中で初めて有権者、罰則、どうやって公正さを確保するのかという条項を検討するというところだが、この前の会議を見ると、一番重要な事項であるにもかかわらず、その内容は、その都度の実施条例に投げて、とりあえずやることができるので話を終わらせてしまおうという雰囲気に見えた。
- ・住民投票に関して、全国から様々な声が寄せられていると思うし、実際、議会でも議論になっているが、この前の会議を見ると、これぐらいの批判が寄せられ、議会でも意見があると示されるが、委員の皆さんには、どうしてこんなすばらしい枠組み、制度に文句を言うのかという反応で、あのときの委員の意見を見れば、住民投票が様々な問題をはらんでいるという事例を挙げて、実際の運用の問題点が話し合われていないと思ったが、その問題点はしっかり議論されたのか。
- ⇒(4) 応答
- 29
 - 30
- ・2年間にわたる中間報告までの間に、20回以上の会議を重ねてまとめ、その中にも書いているが、まちづくりで主体が意思表示をする最終手段として、この条例に実施できる旨を明記し、仕組みの1つとして位置づける必要があるという結論を出したので、その議論では、あらかじめ住民投票条例を制定したほうがいいのではとか、市政に関する重要な事項とは、誰がどういう基準で判断するのかとか、様々な議論の結果として、中間報告にある内容でまとめたと理解している。
- ・理事者側の認識は、しっかりと議論は尽くした結果だと受けとめたが、私から見れば、問題点の把握は不十分ではないかと、実際に議論している状況を見て思っているが、これは、委員会の責任ではなく、事務局の理事者側が、そういった問題点もしっかりと提供しなければだめで、憲法上、法律上の問題も提示しないと、委員はこれを専門にする人ではないので、しっかりととした判断ができない、とい

- うことで、市民検討委員会の意思形成過程は、重大な瑕疵があると思っている。
- (5) • 31
• 中間報告が発表されてから、住民投票を含めた自治基本条例に対するメールやアクセスあるいは電話といった批判的な意見、賛成の意見でも構わないが、そういったレスポンスはどれくらい来ているのか、聞くところによれば、かなりきいていと聞いているが、どういう状況なのか。
- ⇒(5)応答
• 32
• 正確な数は把握していないが、10 件以上来たと記憶している。
- (6) • 33
• 私が把握しているのではもっとたくさん来ているようであり、その意見に関しては、A4 のプリント 2、3 枚にもわたって述べてる人がいるわけだが、物すごく勉強していて、そういう人たちは、本当にこの条例に対して真剣に見ていると思うが、その意見の内容を把握しているのか。
- ⇒(6)応答
• 34
• 市に寄せられたものについては、私も拝見している。
- 35
• その点に関しては、もう少ししっかり検討を重ねて欲しいと思っており、例えば、鎌倉市では、自治基本条例、結局、市長がかわり制定されなかつたが、その市民検討会議の最終報告を出すにも丸々 2 年をかけて、1 年目は問題の抽出で、もう 1 年目で草起という形で時間かけているということで、この検討会議の議論、最終的には拙速、余りにも走り過ぎたと、次に出てくる最終報告は、少し議論の過程が不十分なまま出てきたものと指摘しておきたいと思う。
- (7) • 36
• この住民投票、実施条例等で定められると思うが、この住民投票の法的位置づけはどういったものになるのか。
- ⇒(7)応答
• 37
• 住民投票は幾つか根拠になっているものもあるので、憲法あるいは地方自治法に基づかない、いわば自治基本条例の規定に基づいて行う住民投票の結果は、中間報告書にもあるとおり、結果を尊重するということになると思っている。
- (8) • 38
• 結果を尊重するということは、結局、法的には非拘束型で、強制力、法的な強制力もなく、事実上は市民アンケートと余り変わらないという理解でよろしいか。
- ⇒(8)応答
• 39
• 中間報告書の解説にもあるとおり、条例に基づく住民投票の結果に、法的拘束力を認めることはできないとする学説が大半の中で、いかにしてその結果に意味合いを持たせるかを検討した結果、結果の尊重でまとめたということである。
- 40
• 枠組みとしては、市民アンケート以上でも以下でもない、あくまで尊重する、義務づけにもなっていないという、でも尊重するという文言が義務づけになっていないかは、正直、判例で示されないとわからなくて、実際に事件が起り、裁判、訴訟になり、最終的には最高裁判例で事実上の義務づけであるという判例も出るかもしれないことを指摘し、今後の制定作業でリーガルチェック等をして欲しい。
- (9) • 41
• この住民投票、実際にやるとなると大体どれくらいの費用がかかるのか、コストの面で見解が、あるいは積算があったら教えて欲しい。
- ⇒(9)応答
• 42
• 住民投票をやる場合、その投票資格者の要件などで、多少経費は変わるものと思うが、仮に投票資格者を公選法に基づく一般選挙の選挙権と同様にして投開票を実施した場合、過去の当市で行った選挙に要する費用、幾つかの選挙の中で一番近いと思われるものから判断すれば、5500 万円ぐらいかかると考えている。
- (10) • 43
• 恐らく 5500 万円の内容は、直近の市長選挙で、いわゆる公費負担、選挙カーの燃料、チラシなどの公費負担を差し引いた金額だと思うが、その理解でよろしいか。
- ⇒(10)応答
• 44
• 一番参考にしたのは、平成 23 年 6 月執行の知事選挙の費用で、今、議員が話したような範囲での考え方というふうに考えている。
- 45
• 住民投票は、何が論点になっているのか、どうしてこの論点が二者択一になった

- のかという、経緯とかをしっかりと有権者に周知しなければ、正確な意思判断、意思表明はできないと思っていて、周知のための広報にはより多くのお金がかかると思うので、5500 万円では済まないと思っているが、それはさておき、数千万円のコストがこの非拘束型の強制力のない住民投票に使われるということである。
- (11) • 46
- ・もう 1 点、投票に対して考えておかなければだめなのは、買収、戸別訪問であったり、いわゆる公選法上では選挙違反で逮捕されるような、それで有罪になれば刑罰が科されるような事象の対処、やはり投票を行うのだから考えていかなければだめだと思うが、それに関しては、現状どのような検討、考えがあるのか。
- ⇒(11)応答
- 47
- ・中間報告書にもあるとおり、自治基本条例の中では住民投票ができること、その結果を尊重する、それから実施に当たっては、個別に条例を制定して必要なことを決めるということが報告されており、したがって、個々の住民投票条例を制定する際の中身まで入っていないものである。
- (12) • 48
- ・住民投票をやることを前提に今、議論しているわけで、住民投票をやるというのは当然に、自動的に実施条例が検討されるわけで、当然に制定が予定される実施条例に関しては、その都度やる、今は議論しませんと議論を投げてしまうのは、制度を設計する作業としては粗いと思うが、その点はどのように考えているのか。
- ⇒(12)応答
- 49
- ・住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度、別に条例で定めるという中間報告の解説は、住民投票の実施に当たっては、執行に要する経費の面からも十分な議論を経て、必要性をしっかりと見極めて実施すべきと考え、その都度別に条例で定めるという表現をキーワードとし、その案件に応じ住民投票条例を制定する個別設置型の方法を提案する内容であるため、自治基本条例ができれば自動的に住民投票条例もつくるという提案ではないものである。
- (13) • 50
- ・検討委員会は、それでいいかもしれないが、しかし、これは当然これからしっかりと議論していかなければだめなことなので、現在、自治基本条例の制定作業をやっているのであれば、府内プロジェクトチームくらいでは、そういったものの概要は、当然議論しなければだめなものだと思うが、その現状はどうなのか。
- ⇒(13)応答
- 51
- ・府内プロジェクトチームも、個別の住民投票条例の具体的な内容の議論は始めていないが、今月末には最終報告書が提出される予定であるため、それを踏まえて、26 年度に条例化作業をスタートさせることから、その中で、議会の皆様とも十分議論し、私どもも法務管理の部分が非常に重要になると想え、法務指導監に同チームのアドバイザーに就任してもらったので、法務管理の面からも十分に議論しながら、上位法等々との整合も含めて齟齬のないような作業を進めたい。
- 52
- ・結局、理事者側としても、検討はしていないという状況だが、ちなみに、実施条例で罰則規定を設けているのは、私の調べたところでは、千葉県野田市だけで、ほかは大体、市民は、秩序ある投票行動を阻害するような行動を行ってはならないとかという、罰則も何もない紳士協定みたいな形になっていると思う。
- 53
- ・この住民投票に係る事案は、例えば大きな道路をつくるとか本当に全市的な問題を取り上げる投票で、何十億円という血税が動くかもしれない投票の中で、罰則規定等が定められていなければ、自分がしていることが買収に当たっても、やはりこの行政の何十億円という無駄遣いは阻止しなければならないと思う確信犯にとっては、やってしまうかもしれないで、この罰則規定等に関しては、しっかりと議論していかなければだめだと強く指摘しておく。
- 54
- ・とは言うものの、結局、法的位置づけが曖昧で強制力もない、そういう行政上の、別に義務を課すわけでもない投票で、これに対して行政罰を設定できるかというと、極めて疑問が残るところであり、野田市においても、一応罰則は設けたが、

どうも検察のほうは乗り気でなかったという状況があると聞いている。

- 55 • だから、この条例で刑罰をどこまで科せるかは、徳島保安条例事件とか重要判例がたくさんあるので、そういう点を鑑みれば、多分、無理だろうということで、恐らく行政罰が科せないことは、事実上、強制力を持ってはこの投票の公正さは確保できないだろうというのが、今、いろいろ研究して思った私の心象である。

- 56 • それを前提に考えれば、この住民投票は、法的には拘束力がなくて、事実上市民アンケート以上でも以下でもなく、その強制力もないものに 5500 万円以上のお金を使ってしまう、違反を取り締まる枠組みも想定できないという状況だと思う。

- 57 • そういうものに対して 5500 万円も使うかという議論が出てくると思っており、市民も、住民投票したからには、自分たちの投票行動が実現されると思ってやると思うが、そこには法的拘束力も何でもなくて、尊重する程度の文言なわけである。

- 58 • だから、住民投票はお金も無駄遣いだし、市民との協働を実現するための枠組みとするのであれば、結局、投票行動は、大まかにはイエスかノーの二択なので、その中でしか市民は意思が表明できない、それが果たして市民との協働になるのかと思っており、議論が煮詰まってきて、二者択一に至る前までに、その意思決定過程で、市民がこうなのではないかと意見を出し合って議論を煮詰めていくのが、市民との協働だと思う。

- (14) • 59 • 住民投票の枠組みとして言われているのは二者択一でしかないわけで、その点、この住民投票というものが、果たして、市民との協働を実現する手段として適当なのかどうか、見解をお聞きしたいと思う。

- ⇒(14) 応答
• 60 • 住民投票は、意思表示の最終手段と中間報告で書いているということは、できる限りその前に関係者が対話で合意形成を図るべきという思いがあらわれているが、私どももそうだと考えており、住民投票という最終手段に至る前に、やはり市長と議会、あるいは市民という 3 つの関係の中で、様々な課題解決をしていきたい、これが基本だと思っており、何でもかんでも住民投票ではなく、やはりこれは最終手段という市民検討委員会の思いが、そこにはあると理解している。

- 61 • それ以上のことはなかなか言えないと思うが、私は、弘前市のまちづくりの基本理念となる自治基本条例なのだから、別に住民投票に形をこだわらなくてもいいと思っていて、5500 万円もかけてやるのであれば、それで法的には市民アンケートでしかないというのであれば、これまでよりはずっと大規模で、しっかりとした資料提供もされた市民アンケートを大々的にやればいいではないか。

- 62 • ○、×よりすばらしい意見、市民からの声は、アンケートの方がむしろたくさん寄せられるし、同じお金をかけるのであれば、そのほうが建設的だと思う。

- 63 • 住民投票という枠組みは、全国の自治基本条例と言われる条例、どこも右倣えのようにつくっている条例だが、別に同様の枠組みにこだわらなくてもいいと思っていて、弘前市独自のまちづくり条例をつくればいいではないか、別に、自治総合研修所が出したような答案と同じようなものをつくるなくともいい。

- 64 • 中間報告を見ても、自治基本条例というが、この中間報告、弘前市を青森市や八戸市、あるいは沖縄県那覇市に変えて、そのまちの自治基本条例と言えてしまうような内容で、だったらば、もっと弘前らしさ、りんごとお城があるあずまいこの弘前にふさわしいようなまちづくり条例をつくろうではないか。

- (15) • 65 • 住民投票にこだわる必要はなく、1 回ゼロベースに戻して、もう 1 回、我々が、我々の弘前でしかないまちづくり条例というものを検討していくべきだと考えるが、それに対しては何か考えがあるか。

- ⇒(15) 応答
• 再三、申し上げているが、現在は、市民検討委員会における検討段階であり、中

- 66 間報告が出され、議員にも説明した上で、そこで出された意見、それから内部で検討した意見、そのほか検討委員会では様々な方々から意見も伺う、あるいは市民からも意見が寄せられているので、それらを踏まえて、今、最終報告書をまとめる作業をしており、それで最終報告書が出る。
- ⇒同上 • 67 • 最終報告を踏まえた条例化の作業はこれからで、それは、すぐれて理事者側と議会との議論の中で、どういう形での自治基本条例がいいのかと、私どもは、市長が市民検討委員会に、ある意味、白紙の諮問をした結果の最終報告なので、それを踏まえた形で条例素案の提案をすることになると思うが、あくまでもそれでいいということではなくて、そこから議会の皆様との議論が始まると思う。
- ⇒同上 • 68 • それで合意がされなければ、条例であるため、議案として市長が最終的に提案をし、その議案が可決されなければ意味をなさないということを考えれば、これからが議会の皆様ともしっかりと議論していく場面に入ると考えているので、その中で今、議員いろいろな形で提案、意見、発言されたことを踏まえながら、いい形での条例案としてまとめ上げていきたいと考えている。
- 69 • 今、弘前市は、まちづくりへの姿勢とか全国の先駆けの自治体となりつつあり、であれば、このまちづくりの条例も、全国の先駆けとなるようなすばらしい、おもしろい内容にしていきましょう、議会もしっかりと議論していくし、理事者側もそれに対しては、別に中間報告から外れてもいいが、本当に弘前独自の、この城下町弘前にふさわしい条例を制定する作業を理事者側にもお願いしたいと思う。

平成 26 年第 1 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ②	
質問件名	1 自治基本条例について。
日 時	平成 26 年 3 月 6 日（木）午後
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課
会議概要	
1	・弘前市議会議員に選出されてから地方自治や二元代表制、そして議会制民主主義などについての市長の認識、そして市長がマニフェストに掲げる市民主権とは一体何ぞやについて一貫して質問し、とりわけ、そこにいる市民とは具体的には誰のことを意味するのかについて質問してきた。
2	・そうこうする中、市民主権をうたう自治基本条例が、弘前市でも、市長の手によって提出されようとしており、市民検討委員会によって中間報告が提出され、その基本的な内容が明らかにされた。
3	・今回は、市長の自治基本条例に関する基本的な考え方や基本方針などを伺いたく、单刀直入にお聞きする。
(1)・4	・第 1 に、中間報告には、市民とは弘前市に居住する者と定義されているが、その市民には、日本国籍を持たない在日外国人、例えば在日朝鮮人や韓国人も含まれるのか、また市長は、在日外国人が市民に含まれるようにする考えはあるのか。
(2)・5	・第 2 に、在日外国人である在日朝鮮人や韓国人等は、中間報告に定める審議会、そのほかの合議制の機関のメンバーになることができるのか、また市長は、在日外国人が審議会、そのほかの合議制の機関のメンバーになることができるようになる考えはあるのか。
(3)・6	・第 3 に、在日外国人である在日朝鮮人や韓国人等は、中間報告にいう住民投票に参加することができるのか、また市長は、在日外国人が住民投票に参加することができるようになる考えはあるのか。
(4)・7	・以上のような意味での地方参政権を、市長は、在日外国人である在日朝鮮人や韓国人等に対して付与する考えはあるのか、自治基本条例案の作成・提出の主体で、かつ最高責任者でもある市長の責任ある明確なる答弁を求めるものである。
⇒(1)～(4)	・自治基本条例の制定に向けた取り組みは、アクションプラン 2012 の約束 1、市民主権システムを実現しますにおいて新規の個別施策として追加したものであり、約束の目指す姿として、市民が主体のまちづくりを掲げているが、そのまちづくりは人々の人に委ねるのではなく、仕組みに委ねるという視点が必要である。
応答・8	・そうしたことから、まちづくりの理念、仕組みとして、しっかりと運用ができるような自治基本条例の制定に取り組むこととし、その第一歩として市民検討委員会を設置したが、諮問に当たっては、条例の必要性からじっくりと時間をかけて審議してほしいという思いで、その柱となる部分など一定の内容を示す諮問ではなく、いわゆる白紙の状態で諮問したところである。
⇒同上・9	・次に、市民に日本国籍を有しない者いわゆる外国人を含めるか否かは、それをもって外国人参政権の付与か否かと参政権を広く捉える方もいれば、選挙権と捉える方もいるので、中間報告書のとおり、住民投票の結果に拘束力を持たせないととして投票資格者に答えると、そうした場合でも、外国人を含めることは、憲法の国民主権の観点から問題であるという議論があることは十分認識している。
⇒同上・10	・また、市民発議で個別型の住民投票条例を制定する場合、その請求の結果、制定される住民投票条例において、外国人を投票資格者に含めると、住民投票条例の

- 制定を請求できる者と実際に投票資格を与えられた者の範囲が異なるという問題が生じることも認識している。
- ⇒同上・12 • 現在、市民検討委員会では、最終報告書の作成に向け、中間報告書に対する各主体の意見を審議中なので、中間報告書の内容にかかわる個々の項目について、私の考えを今の段階で示すのは審議の妨げにもなることから差し控えたいと思う。
- ⇒同上・13 • 今月下旬に予定の最終報告書の提出を受けた後、議員との議論を重ねるとともにパブリックコメントも実施しながら条例の制定作業を進めたいと考えている。
- 14 • 昨日、他の議員が既に住民投票の部分について、微に入り細に入り、その問題点につき明らかにして、確かにこれはゼロベース、一から考え直さなければいけないと、私は納得したもので、大変すばらしい質問で、そのとおりだと私も思った。
- 15 • 昨日、部長から、市長がいわば白紙の状態で諮問したという答弁があったので、多分、今日も同じように白紙の状態で諮問したので、今の時点でいろいろ言うのは、差し支えがあるのではないかという答弁は、私も予想していたが、それで終わるわけにもいかないので、若干、質問したいと思う。
- 16 • 市長は、自治基本条例案の作成を、正式に言うと、市民検討委員会に委嘱され、自らがその本人で、その条例案を作成し議会に提出する主体、かつ最高責任者でもあり、委嘱するからには、市長に市の地方自治に関する基本的な考え方や方針、自治基本条例に必要性とか、基本的な考えがあったのだろうと思う。
- 17 • ホームページの市長見解を見た中で、市民検討委員会は独立機関と、これは正確性に欠けるが、あくまで附属機関なので、市民検討委員会の言い分に市長は従属する立場にはもちろんないし、諮問内容に市長自らが修正を加えて、さらには、場合によってはその全てを否定することも可能な立場にいるわけである。
- (5)・18 • ということで、諮問の際、細かいことは検討委員会でということだと思うが、基本的な何か考えがあったのではないかと思うが、話してもらえないか。
- ⇒(5)応答 • 19 • どういう意図を持って、その基本条例を出したのかだと思っており、地方分権、少子高齢化など社会環境が大きく変化していく中で、様々な課題に的確に対応するには、その時々の人に委ねるのではなく、しっかりと理念やそれを具体化した仕組みに委ねることが重要であると考えている。
- ⇒同上・20 • そのためには、まずはしっかりと理念や仕組みを制度化して、それに基づくまちづくりを継続して実践することで様々な課題を解決して、最終的にはアクションプランに掲げる子供たちの笑顔あふれる弘前を実現する、そのためにはこの自治基本条例が必要と考え、諮問したものである。
- 21 • 人に左右されない仕組みという話があったが、この中に審議会、合議制の機関が市長に物を言うことができる、こういうことをやればいいのではないかとか、住民投票も恐らく提言できる立場になって、人によって左右されないように一見思えるが、この条例をつくったときに、審議会にそういう権限を委ねることは、実は人による統治、支配になってしまう。
- 22 • 日本国憲法は、法による支配で、違反できず、きちんと守るためにどうしているのかというと、裁判所があつて国会や内閣がそれに違反した場合は、憲法に違反する無効なものという仕組みがつくられているが、ワイマール憲法は、そういう仕組みがなかったので、ヒトラーが憲法をひっくり返してしまった。
- 23 • 一見、憲法が同じでも、歯止めがなければ人の支配になってしまい、枠組みをつければ、人に左右されないと考えがちだが、中間報告を読むと、合議制の機関が色々市長等に物を言うことができることは、実はこの機関が実権を握って、そのメンバーによっては、色々な考え方ができてしまう、これを人の支配という。

- (6) • 24 • 中間報告を見ると、それに歯止めをかけるものは何ものないので、仕組みをつくると話しているが、実は、ワイマール憲法と同じで大事な歯止めになるものがないので、やはり人の支配なので、人に左右されてしまうと思うがどうか。
- ⇒(6)応答 • 25 • 中間報告では、審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議するものとしており、1点目として、この条例と各種計画、事業等の整合性に関する事項、2点目として、この条例の見直しに関する事項ということである。
- ⇒同上 • 26 • それから、審議会は附属機関なので、中間報告では、執行機関は、附属機関の委員を選任するに当たっては、市民参加を促進するとともに、公平性を確保するため、公募の実施、年齢及び性別の均衡等に配慮し、多様な分野、幅広い年齢層から適切な人材を選任するものとしますと規定をしており、合議制である。
- ⇒同上 • 27 • あわせて、この附属機関の運営の2点目は、会議は、運営の透明性を図るため、公開することを原則としなければならないとしますと書いていて、公開をすることであり、そういう場での議論なので、一人が強引にその審議を引っ張っていくことはなかなか考えづらいと、今の時点では思われる。
- 28 • 市長は、議案を作成し提出する主体なので、それを全部否定できると話したが、もし非常に尊重してそのまま出してくれると、その合議制と同じことが起きる、今検討委員会が市政の重要な要の部分を決めることになってしまふ、私はそのことを懸念しており、自治基本条例ができたとき、合議制の機関が同じようにするのではないか、幾ら公開しても、市民皆さんのが関心を持って見るわけではない。
- (7) • 29 • 新聞が色々な情報、今、自治基本条例が話し合われていて、他の議員や自分から問題提起がされ、難しい問題だが議論を深めていく必要があるのではないか、せめてそのぐらいのことを書いてもらえばいいが、一般市民は、ここで議論していること自体もわからないので、検討委員会を立ち上げてやっていることも知らない方はたくさんいるということで、同じことの繰り返しで、部長は公開しているではないかと言うが、歯止めがない。
- ⇒(7)応答 • 30 • 市長も答弁したとおり、まず、自治基本条例について言えば、昨日、他の議員にも答えたが、現在、市長が白紙の状態で諮問した市民検討委員会で、最終報告書をまとめる作業をしており、今月末にはその最終報告書が出てくるので、条例化の作業はそれからで、その条例化をするに当たって、きちんと議員とも議論をして、いい形の条例としてつくり上げたい。
- ⇒同上 • 31 • なぜなら条例は、議案として議会に提案するからで、否決されれば条例は成立しないことを考えれば、議会には、やはりそういう役割を担ってもらいながら、昨日、他の議員からは市民も交えて、市長・議会という車の両輪ではなくて、今は3者によって地方自治を進めていく時代という話もあったが、やはり最後は、議決機関は議会だけなので、そういう形でこの問題も取り上げていきたいと思う。
- ⇒同上 • 32 • その他の附属機関はどうなのかということだが、有り難いことに市民検討委員会にも何名の議員の方も傍聴に来ており、その結果で疑問に思ったことはこの議場で、昨日も他の議員は話されたと思っており、やはりそういうことで、公開による、均衡を担保するようなことは、実際にあると思うので、そういう意味では、公開は非常に重要なことだと思う。
- 33 • 私も市民検討委員会の傍聴をしており、率直に言うが、昨日の他の議員と全く同じ感想を抱いており、どうしてこんなに拙速に物事を進めていくのか、これで検討していることになるのか、傍聴している立場で発言できないので、黙っていたし、その後、本人たちに一切何も話していない。
- 34 • 例えば、まちづくりに子供が参加する権利を認めるか否かという議論で、ほんの

- 何分か、やはり子供たちに権利という言葉をうたえば子供たちだって元気になるではないかという程度の議論で、では権利にしようと、権利という言葉の意味がわかった上で議論しているのかと、聞いていても仕方ないので途中で退場したが、条例案として作成するに当たってもう少し慎重に議論して欲しい。
- 35 ・断っておくが、自治基本条例自体に反対しているのではなくて、その内容を吟味して、いいものであればつくればいいし、問題がある点があるということで、他の議員も、私も問題提起しているのであって、そのように議論して、もしつくるのであれば、憲法や法令に違反しないいいのをつくっていきたい。
- 36 ・率直に意見を言うと、憲法、地方自治法等々の法令に地方自治についての原理原則、それから基礎・基本にかかわる事柄が既に定められているわけで、何か屋上屋を架すような、それで、それに修正を加えるような内容になっているという非常に大きな危惧を抱いているので、議論を深めるための一助となればということで、質問をしているわけである。
- (8)・37 ・つまり、既に条例案自体が憲法や法令に反する方向に行っているのではないかということを危惧するが、わかる範囲で結構だが、そういう方向に動いていると思うが、どういうふうに考えているか。
- ⇒(8)応答 ・条例は、あくまでも法律の範囲内で定める、これは法の定めであるから、法の定めのとおりに条例は作成するものと考えている。
- (9)・39 ・たしか昨年の 10 月から弁護士を採用したことだが、この点について、弁護士には相談とか、見解、意見を伺っているのか。
- ⇒(9)応答 ・自治基本条例をつくるに当たっては、庁内にプロジェクトチームを設けて、その中でさまざまな議論をしてきたし、これからも議論していくこととしており、昨年 10 月、法務指導監が就任したので、庁内プロジェクトチームのアドバイザーにならうことで決定をしている。
- (10)・41 ・アドバイザーになってもらっているということで何か意見をもらったのか、そのアドバイスの内容をお聞きしたい。
- ⇒(10)応答 ・今まで何回か相談をし、アドバイスをもらっており、中間報告で尊重規定があり、議員も問題視された住民投票の部分で、尊重しなければならないという内容で、表現が適切かという問題提起もあったため、法務指導監に相談したところ、この表現は少し強いということで、議員の意見と庁内プロジェクトチームでまとめたものを市長決裁し、中間報告に対する意見を中で、同チームの意見として、尊重するものとするという表現に改めるようにという意見を出している例がある。
- (11)・43 ・そういう例ということであったが、他にあったら（その内容をお聞きしたい。）。
- ⇒(11)応答 ・尊重するという規定、中間報告書でもう 1 カ所出てきたと思うが、そこについても、やはり同じように合わせるべきだというアドバイスももらっている。
- 45 ・現在、弘前市には日本国籍を持たない在日外国人が約 600 人在住しているらしく、在日韓国人・朝鮮人が約 130 人、在日中国人が約 230 人、その他フィリピン人、アメリカ人と、いろいろいるようである。
- (12)・46 ・私の調べた範囲だが、2010 年度時点での全国で外国人の投票権を認める条例を制定している自治体が 8 つの市と 8 つの町であり、川崎市等では問題も起きているようで、もう少し調べて次回の議会にでも明らかにしたいが、そういうことがあるので、国籍条項をつくった方がうれしいが、市民の定義として、日本国籍、市に住民票、選挙権を有する者、まずは、日本国籍を有する者、そういう考えは全くないのか。
- ⇒(12)応答 ・先ほどの答弁を繰り返すが、中間報告書の内容にかかわる個々の項目について、

- 47 今この時点では市長の考えを示すことは、やはり差し控えたいということである。
- 48 • ホームページで市長の見解を公表し、その中で、住民投票について書いているが、要約すると、私は外国人の住民投票については、中間報告書にも一切記載していないとともに、これまでの市議会の質疑応答における理事者の答弁等においても一切発言しておりませんと書いていて、市長の公式見解だろうと思う。
- (13) • 49 • ただ皆の心配は、そのことについて一切発言しないこと、つまり、日本人だけに限る、国籍条項設けるという前提で考えていることが知りたいと思うので、昨日、他の議員が聞いていたが、クレームは 10 件程度ではないと思っており、あれからまた、きちんと調べたと思うが、その点について何件ぐらいあったか。
- ⇒(13) 応答 • 50 • 私、昨日の他の議員に対する回答は、期間を定めて中間報告書に対する意見募集を行い、それには 10 件ぐらいでなかったかという考え方での答弁で、今、議員が話したのは、自身のブログだと思うが、そこで議員が見解を示した後に、当市に対して同議員の見解どおりかという問い合わせは延べで 95 件ほど来ていると、ただ、これは中間報告書に対する意見ではないものである。
- (14) • 51 • 中間報告書に対する意見ではないというのはどういう意味か、もう少しあわかりやすく（答えて欲しい。）。
- ⇒(14) 応答 • 52 • 中間報告書に対する意見については、意見募集の期間を定めて、私どもが受け付けたものであることから、それを越えているということである。
- 53 • 私、フェイスブックを通じて、自治基本条例について掲載したが、市の公式フェイスブックと同じぐらいの数の「いいね！」が来ていてびっくりしたが、「いいね！」は、反対という意味で、そのぐらい実は関心があることかもしれない。
- 54 • インターネットをしている方しかわからないわけで、やはりマスコミが報道してくれなければ、市議会で何をやっているのかがよくわからないだろうし、気がついたら自治基本条例ができて、外国人も参加できるようになっていたというのでは大変困る、ということを非常に危惧している。
- 55 • まだ市長は、一切そういう意思は発表しないということで、そして、前回の市議会におきまして、他の議員が言ったように、合議制の委員をどうやって選ぶか、公募制とかいろいろあったが、要するに選挙を経ていない、民主的正当性のない、一般市民なのか、ほかの人なのか、今の検討委員会にしても市民以外の方が入って、弘前市の自治基本条例について検討している。
- (15) • 56 • 最終報告案を来週月曜日つくるそうだが、そういうふうに民主的正当性を踏むことは非常に重要なことで、それを踏まなければ、下手をするとそれこそ議会が空洞化し、不要になってしまう、そういうことを非常に危惧しているが、何かその点について答えることができれば。
- ⇒(15) 応答 • 57 • 議会は、自治法が認めた地方自治の議決機関として、自治法の中には議会が議決する議決事件についての定めもあり、それを、それ以外のもの、組織が置きかわるということは考えられない。

弘前市議会議員全員協議会 会議録概要 ③			
案 件	自治基本条例素案（案）		
日 時	平成 26 年 5 月 23 日（金）10 時 20 分～11 時 10 分		
場 所	弘前市役所本庁舎 議場	傍聴者	3 人
出席者 (42 人)	市議会議員(34 人) 執行機関 (8 人) 市長、副市長、市民文化スポーツ部長、市民協働政策課長、同課長補佐、 同課主幹、同課市民協働係長、同課主事 その他		
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課		

会議概要

1 自治基本条例素案（案）

○開会（座長：市議会議長）

○市長挨拶

（挨拶後、市長退席）

○内容説明

- ・事業の取組状況、今後のスケジュール（副市長説明）
- ・自治基本条例素案（案）の概要（市民文化スポーツ部長説明）

○説明に対する発言（発言順に掲載。括弧書きの数字は、議員の質疑。）

【議員 A】

- 1 ・弘前らしい自治基本条例を作るために、市民検討委員会議を開いて議論を進めてきたと思うが、この条例の中に「弘前らしさ」はどこにあるのか。
 - (1) • 2 ・条例素案の構成は、全国の他の自治体の自治基本条例と基本的には同じ構成となっている。「弘前らしさ」がどこにあるのか、説明していただきたい。
 - 3 ・これまで 1 2 月議会と 3 月議会で、住民投票に関する問題点を議論してきたが、残念ながら住民投票は、それ以降全世界的に胡散臭いものになってきた。
 - 4 ・ウクライナ情勢で、ウクライナ東部ドネツク周辺の独立分離、自治を求める住民投票が行われたが、公平性が確保できないという住民投票の問題点が如実に表れてしまった。
 - (2) • 5 ・3 月の一般質問で、買収等の不正を取り締まれない、抑えることができないということを言ったが、それに関して、現状、理事者側としてどう考えているか。
 - 6 ・住民投票に関して、第 28 条第 3 項に、別に条例で定めるとしているが、これは有権者の範囲を恣意的に変えることができる余地を残している。
 - (3) • 7 ・選挙費用が 5, 500 万円近くかかるものに対して、毎回投票権者の範囲が変わるような余地を残していくのか。
 - 8 ・一つ提案だが、条文に、有権者の範囲その他の事項に関しては、公職選挙法に準拠するという一文を付すだけで、ほぼ問題解決すると思う。
 - 9 ・自治基本条例の条文には、具体的な制度としては住民投票と、条例の実効性の確保で審議会を作るという二点しかない。
 - (4) • 10 ・条例の実効性を確保するための審議会だが、経営計画等をどうやって審議するのか、手法をどう考えているかをご説明いただきたい。
- ⇒ (1) 応答
- 11 ・弘前らしさについて、条例制定の取組の基本的な考え方についてご説明する。今回示した素案は、最終報告書として市民検討委員会から上げられたものを条例素案

の案としてたたき台としたもの。

- ⇒ 同上・12 • 条例の制定は、経営計画を実行していくうえでの制度として策定し、その制度にゆだねるというかたちで制定したい、市民参画を促していきたいという背景がある。
- ⇒ 同上・13 • 全国他の自治体の条例、これまでの一般質問等での議論で、条例に関するいろいろな問題があることも認識しており、執行部側としては、法務的な視点から検討しているので、弘前市はその部分をきちんとした条例に仕上げていきたい。
- ⇒ 同上・14 • そのため、今年のスケジュールの中で、議員の皆様からの問題点の指摘、ご意見を十分お聞きしたうえで、弘前らしい自治基本条例に仕上げていきたいという思いである。
- ⇒ (2)～(4)
応答・15 • 住民投票、実効性の確保の部分について、今まででは、市民検討委員会の審議が継続していたので、自分たちの意見を言うのは影響があるということで、差し控えてきたが、今回、条例素案（案）として、再スタートということになる。
- ⇒ 同上・16 • 法務管理の面からも、法務指導監と相談をし、条例内にいくつか問題点があるのではないかという点が出てきた。
- ⇒ 同上・17
18 • 住民投票の部分、実効性の確保の部分について、十分検討し、ご意見もしっかりと受け止めて、次のステップに進みたいと考えている。
• わかりました。この素案を見て思ったのだが、経営計画の審議会と自治基本条例の審議会が相反する結論を出すという事態は容易に考えられる。
- 19 • 検討委員会の議論は、性善説で物事を考えているようだが、制度設計の時には、制度が悪用されるという場合もきちんと考えなければならない。
- 20 • 2つの審議会の意見が異なったときどうするかの提案として、12月議会で話した、審議会の委員は議会の議決を得てというような形でどちらかに重しを置いておいたら、逃げ道ができるのではないかと思う。
- 21 • 理事者側で悪説にも立った検討をしていただきて、かつこいい制度にしていただきたい。

【議員B】

- (5)・22 • 条文 15 条、総合計画とは、どういう計画を想定して条文に載せたのか、何を期待した計画なのか、説明していただきたい。
- ⇒ (5)応答
・23 • 自治基本条例制定前に、市のあり方、20年後の目標を定めるということで経営計画を策定した。
- ⇒ 同上・24 • 今後は条例上の位置づけをきちんとしたうえで、総合計画を制度の中に入れ込んでいくということで条文に入れ込んでいる。
- (6)・25 • 条文内の総合計画と、経営計画の関係性をはっきりさせて欲しい。15条の総合計画と今承認された経営計画はイコールなのか。
- ⇒ (6)応答
・26 • 総合計画というのは、市の最上位計画であり、その一般的な名称というとらえ方をしている。
- ⇒ 同上・27 • 弘前市経営計画は、平成 26 年度から平成 29 年度を計画期間とする、本市の総合計画として決定をし、その名称として「弘前市経営計画」というものをつけるので、総合計画イコール経営計画というふうにお考えいただきたい。
- (7)・28 • 総合計画は今までの地方自治法で定める基本構想で、経営計画が総合計画に名称が変わるかもしれないということ。
- ⇒ (7)応答
・29 • 総合計画は、市政全般にあたって今後の取組をまとめた最上位計画という位置づけであり、現在の当市の総合計画の名称は、「弘前市経営計画」である。
- ⇒ 同上・30 • 自治基本条例が、総合計画に関する条項がある内容で制定されると、今後はこの

条例に基づいて総合計画を作らなければならないが、その際、総合計画は、議会の議決を経て、適切な名称を付与するということになる。

【議員 C】

- 31 ・われわれ議会も、行政視察など行い、自治基本条例について勉強してきたが、多治見市では、平和に暮らす権利があるなどうたっており、平和というまちづくりが大事だなという気がしている。
- 32 ・素案 4 条では人権の尊重、19 条では危機管理体制の確立などあるが、平和というものが、まちづくりとの関連でもう少し考えられないかと思う。
- 33 ・この条例が、平和主義を貫いた、基本的人権も貫いた、市民一人ひとりが市政の主人公だということも貫いた、そういうものがあれば、もっともっと、弘前市協働によるまちづくり基本条例が市民に親しまれるのではないかという気がする。
- 34 ・これは意見である。今後の流れの中で、議員への説明、意見聴取が 11 月にあるということなので、検討していただきたい。

○閉会（座長：市議会議長）

平成 26 年第 2 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ④	
質問件名	1 地方自治について。
日 時	平成 26 年 6 月 18 日（水）午前
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課
会議概要	
1	・民主主義を実現する地方自治は、地方公共団体という団体が国とは別に地方の政治を行う団体自治と、地方の政治は住民の意思に基づいて行われる住民自治の 2 つの考えに基づくもので、住民自治は、民主政治の原理を意味する。
2	・住民の意思に基づく具体的な手段、方法は、間接民主制、すなわち、住民の選挙で選ばれた住民の代表によって政治を行う代表民主制を憲法は大原則とし、住民の意思を間接的にではあるが、政治に反映させる方法をとっていて、そこにいう住民とは、主権者たる日本国民である住民、弘前市の場合であれば、弘前市に住民票を有する選挙権を有する弘前市民を意味する。
3	・自治基本条例素案（案）を見ると、弘前市のまちづくりを市民、議会、執行機関が役割分担すること、市民は、弘前市に居住する全ての者となっており、主権者たる日本国民、かつ、弘前市に住民票を有する選挙権を有する弘前市民に限定されていないように思われる。
(1) • 4	・第 1 に、住民自治にいう住民とは、具体的には誰のことを意味するものと理解、認識されているのかについて、お尋ねしたいと思う。
(2) • 5	・第 2 に、自治基本条例素案（案）を見ると、市民参加や協働を強調し、住民投票も認め、直接民主制を積極的に認めようとする内容になっているが、憲法は、地方自治は、間接民主制を大原則としているという考え方か、それとも、間接民主制に加えて、直接民主制を積極的に採用することも認めているという考え方か。
6	・第 3 に、代表と民意との関係について、地方自治は、間接民主制、すなわち、選挙で選ばれた住民の代表が政治を行う二元代表制という代表民主制を大原則とし、市長も、市議会議員も、弘前市民の代表として、一人ひとりの市民の意見と相違しても、その意見に拘束されず、自らが市、市民のためになると考え、信ずるところに従い、自由に主張し、議論を戦わせ、議決することができる。
(3) • 7	・自治基本条例案（案）を見ると、例えば、住民投票の結果を尊重するとなっており、そこには、民意は、常に必ず尊重しなければならないという理解や認識が根底にあるように思われ、それでは何のための責任ある弘前市民の代表であるのか、その職責や存在意義が全く分からぬものになってしまふが、このような意味での代表と民意の関係をどのように考えるのか。
(4) • 8	・第 4 に、住民投票の結果を何故に尊重するのか、地方自治が採用している間接民主制や代表概念との関係が良く分からぬのでお伺いする。
⇒(1)応答	・憲法第 92 条の「地方自治の本旨」は、地方自治の本来のあり方とされ、一般的に団体自治と住民自治の 2 つの要素からなると解されており、その住民自治にいう住民について、憲法第 93 条第 2 項の住民は、最高裁判例で地方公共団体の区域内に住所を有する日本国民と解され、また、自治法第 10 条第 1 項では、住民は、市町村の区域内に住所を有する者と定めている。
⇒(2)応答	・地方自治が間接民主制を大原則とするに至る当時の議論、検討の詳細は承知していないが、合理性の面が考えられるようであり、また、その原則は、憲法の定めるところであるため、自治法の直接請求制度もあるが、それぞれ遵守すべきもの

- と認識をしている。
- ⇒(3) 応答
・ 11
・ 12
- 代表概念と民意の関係について、議会は、二元代表制を構成する要素で、自治法に基づき、独自の立場で審議、議決する議決機関として、地方公共団体の意思決定に欠かせない、非常に重要な権限を有する。
 - 一方、住民は、区域とともに、地方公共団体を構成する基本的な要素で、自治法に基づき、属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を有し、その負担を分任する義務を負うものであるため、仮に民意が、市民の総意であっても、それぞれの性格は、異なるものであると認識している。
- ⇒(4) 応答
・ 13
14
- 住民投票の結果の尊重について、住民投票は、その案件について、十分な議論をしたにもかかわらず、各主体の意見が集約できない状況で実施するものであるため、まちづくりの最終手段として住民投票を実施するからには、その結果は、尊重しましょうというものである。
 - 部長からは、地方自治の団体自治、住民自治について、間違いない正しい返答だったが、弘前の自治基本条例づくりの役割を果たしたある先生が、住民自治とは、地方行政を行う上で、住民の意思と参加のもとに決定、実行することで、自治基本条例を制定し、住民参加や協働のまちづくりを目指し、自治意識を高めようとする自治体が増えたが、地域のことは、地域に住む住民が決める、真の住民自治の実現は、道半ばであると述べている。
- (5) • 15
16
17
18
19
(6) • 20
21
22
- 憲法の地方自治の解釈として、住民自治に住民の参加という言葉は、通常は使用しないが、住民の参加という定義をしてしまうことから、住民参加や住民との協働によるまちづくりこそが真の住民自治であると、地方自治についての初步的かつ基本的な誤りや混乱、そして、大いなる勘違いをしていると思われるが、この点についてどのように考えるか。
 - 住民自治の解釈に関することで、研究されている方によって、その見解に差異があるという認識をしている。
 - 住民自治についての定義は、確かに研究している学者によって違うわけで、確かにそのとおりだが、申し上げているのは、住民自治の通説的、定説的な見解とは異なる、いわば、学界では相手にされない、そういう定義を持ち出して、自治基本条例案がつくられていることに 1 番の問題があると思う。
 - 部長の住民自治の理解は、間違っておらず、その考え方を及ぼし、論理的に考えれば、今のような自治基本条例案（案）には、絶対なり得ないので、学者によって色々見解があるというのは、そのとおりだが、異端の説と言わざるを得ない。
 - 要するに、初步的かつ基本的な誤りは、第 1 に、地方自治は、直接民主制的な事柄を積極的に含めて考えるべきという点に、1 番大きいところはそこにあり、第 2 に、住民という言葉を無制限に理解して、市民とは、弘前市に居住する全ての者を意味するという、大きく言うとこの 2 点にあると思う。
 - 色々な本を読めば、定説、通説が分かるわけだが、このような初步的、かつ、基本的な誤り、勘違いに基づいて作成されているのが、弘前市の自治基本条例案（案）と考えざるを得ないために、その案がたくさんの問題を抱えているのではないかと考えるが、この点について、どのように考えるか。
 - 今回の自治基本条例の策定に当たっては、公募委員を含む市民検討委員会で、2 年にわたり議論をし、議員がいう先生は、その委員の一人であるが、その先生一人が、条例案の案のもとになった最終報告書を書いたわけではない。
 - 一人で書いたわけではないということは、部長のいう住民自治の理解は、今聞いて間違っていないので、何か齟齬するものを当然感じるということか。

- ⇒(7) 応答
- ・ 23 • 法の住民自治に関する解釈は、全国に何人の学者がいるか分からぬが、色々な見解があり、それぞれの立場で意見交換し、戦わせ、一般的な解釈に収れんしていくと、収れんしていくにしても、全てが一致しないこともあると、そういう中で、市民検討委員会でも、それぞれの立場の方が色々意見を述べ、この内容でいいとまとめたのが最終報告なので、その点理解してもらえば大変有り難い。
 - 24 • 先ほど、最高裁判例の話も出たが、確かに、平成 7 年の最高裁大法廷は、日本人に限っており、地方自治に定めた憲法第 93 条、第 95 条にいう住民とは、主権者たる日本国民を意味するというが、その判例で、憲法学の定説でもある。
 - (8) • 25 • すなわち、住民自治とは、地方のことは、主権者たる日本国民であるその地方の住民が決めるということを意味するものであるが、それで誤りがないか。

⇒(8) 応答

 - ・ 26 • 自治法の中で、住民の意義を定めた第 10 条では、市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とすると、それに対し、第 11 条、住民の選挙権の条文では、日本国民たる普通地方公共団体の住民は、この法律の定めるところにより、その属する地方公共団体の選挙に参与する権利を有すると、つまり、第 10 条の住民の意義と、選挙権の第 11 条では、その前に日本国民たるという文言が入れられている。

⇒同上 • 27

 - こういう形で、いわば政治というか、市政に関しての法の定めは、そういう認識のもとで決められているので、私どもは、憲法、法に基づいて、市政を執行するので、この法の規定は、当然、尊重されるべきものと思っている。
 - 28 • 部長の非常に分かりやすいご答弁で、地方自治法、確かにそのように規定しており、そのような解釈も成り立つと思う。
 - (9) • 29 • 住民投票の結果を何故尊重しなければならないのか、先ほども答えたかと思うが、再度、お聞きしたいと思う。

⇒(9) 応答

 - ・ 30 • 住民投票は、その案件について、十分な議論をしたにもかかわらず、各主体の意見が集約できない状況の中で、いわば、まちづくりの最終手段ということで住民投票を実施することなので、その結果は、尊重しましょうということである。
 - 31 • 自治基本条例自体に反対ではなくて、内容に問題があると話しているわけで、住民自治の解釈の誤りから自治基本条例案（案）がつくられているが、住民自治は、地方自治法ではなく、憲法に規定するものなので、しっかりととした、正しい解釈に基づいて、自治基本条例を考えいかなければいけない。
 - 32 • 開かれた市政を行うならば、むしろ不特定多数の弘前市民が参加、出席できる市民懇談会、例えば、休日、夜間にもやるとか、そういう機会を、なるべく開催すべきであると考える。
 - 33 • 弘前市民、特に町会長が話していたが、必ずしも市長でなくてもいいが、市役所と町会が、例えば、6箇月、何箇月に1回でもいいが、会合ができるかと、あるいは、東地区、西地区などより大きい会議での懇談ができないかということだったが、そのように民主主義を実現していくのも1つの重要な方法である。
 - (10) • 34 • 自治基本条例案にいうまちづくりとは、どういう意味でしょうか。

⇒(10) 応答

 - ・ 35 • 最終報告では、まちづくりの定義がなされていないが、実は、まちづくりという用語に関して、我々も今、中で議論をしており、まちづくりといわば市政、政治の要素を含むものとは、必ずしも一致しないものである。

⇒同上 • 36

 - 従前から申しているように、先般、全員協議会で条例素案（案）の内容を説明し、その際と今回の議会で意見をいただきたく、私どもは私どもで、法務管理の面から検討を進めており、その対象の1つがまちづくりという言葉なので、その我々の見解も示し、議員の意見も踏まえて、市民検討委員会には、修正の提案をした

- いが、その中に、まちづくりをきちんと定義することを考えている。
- 37 • 部長からまちづくりについて検討していると、定義が曖昧であると、そのとおりで、まちづくりというと何か分かったような気になるが、一番肝心要のところが曖昧になっていて、なおざりにしたまま何十回も議論をしてきたように思えて仕方ない。
- 38 • 本来、まちづくりとは、何をもってまちづくりとするのか、曖昧にすると、何でもかんでも含めること、何か特定のことに対することも可能になるし、曖昧模糊としてるのは、条例のつくり方として非常にまずく、明らかにしないと、賛成・反対も分からぬ条例案が出来てしまうし、一丁目一番地みたいな、まちづくりをやっているので、曖昧模糊ではなく、明確なものにして欲しいと思う。

平成 26 年第 2 回弘前市議会定例会 一般質問 会議録概要 ⑤	
質問件名	1 自治基本条例について。 (1) 条例素案について。
日 時	平成 26 年 6 月 18 日（水）午後
場 所	弘前市役所本庁舎 議場
本概要の作成・文責	弘前市市民文化スポーツ部市民協働政策課

会議概要

- 1 ・一昨年から、自治基本条例市民検討委員会において、条例制定の議論がされ、昨年 9 月には中間報告、本年 3 月末には最終答申が市長に対してなされたところである。
- 2 ・また、6 月定例会に先立つ議員全員協議会において、条例素案の案が掲示され、本年度末の条例制定に向けて本格的な作業が開始された。
- 3 ・最終答申を踏まえた条例素案を示した今に至って、ようやく実質的な議論ができると考えている。
- 4 ・葛西市長の市政になり、弘前市民の市政の参画の意欲は過去にないくらいの高まりであると感じており、このまちづくりの思い、理念を条例として定めるのは大きい意義があるものと考えている。
- (1) • 5 ・自治基本条例を制定する上での市長の理念、思い、そしてこの条例によってどのような市政を目指しているのか、その思いをお聞かせ願う。
- ⇒(1) 応答 ・これから 20 年後を見据えて、弘前市がどう対応していくべきかを深く考えた時に、まずは人口減少、超少子高齢化に対して、しっかりととした地域からの答えを出すことだと思っている。
- ⇒同上 • 7 ・だからこそ新たな経営計画を策定し、様々な施策の展開、分析をして、効いた施策をバージョンアップさせていく、こうやって、地域自らの判断と責任により自立した地域経営をしていくことが大事である。
- ⇒同上 • 8 ・行政、議会は二元代表制としての車の両輪であると考えているし、地域力、市民力を高めることで、相乗的にこのまちの未来というものの明るさを見通していくしかなければならないという強い思いがある。
- ⇒同上 • 9 ・そういう中で、協働のまちづくりというかたちで市政を動かしていく時の基本となる市民参加ということについて、大事な大事な視線として、これからも胸の中に刻みながら進めていかなければならない、そういう思いをもって制定する、それがこの自治基本条例でなければならないと考えている。
- 10 ・私もその理念等に 100 %賛同するものであるが、自治基本条例には、昨年来議論してきた論点が多くある。
- (2) • 11 ・自治基本条例における市民というものがあるが、市民というのは何を指しているか、この点について質問する。
- ⇒(2) 応答 ・当市における自治基本条例はまちづくりの基本となるものであり、本市に住んでいる人たちが幸せに暮らしていくためのものである。広く意見も参考にしながらまちづくりを進めていこうという考え方にして、答申の内容と同様に、市内に居住する全ての者とする考えである。
- 13 ・基本的には、弘前市内の領域にある人であれば誰でも市民という理解であり、国籍や本来どこに住んでいるかの概念はないものと考えるが、これに関してはそのとおりではないかと思う。

- 14 • 現状、自治基本条例で定めるまでもなく、市内のイベントや団体の活動においては国籍とは関係なく進められているので、枠を設ける必要もないし、これで良いのではないかと思う。
- 15 • 弘前市には留学生もたくさんいるし、そういった人たちが一緒になってイベントや仕組みづくりをすれば面白いというのは感じられるので、そういった点はこれから仕組みづくりで進めていくべきである。
- 16 • 自治基本条例というのは、基本条例といつても条例であるから、他の条例との兼ね合いがどうなるかというのが疑問になってくる。
- (3) • 17 • 全国各地の自治基本条例を見ていると、市政における最高規範であるというような文言が種々見えるが、これから制定する自治基本条例の条例としての位置づけはどういったものになるのかというのを説明いただきたい。
- ⇒(3)応答
• 18 • 条例の位置づけを申し上げる前に、条例の基本的な整理をお話ししたい。自治基本条例は、市民・議会・行政が共にまちづくりを推進するための仕組みを定めるもので、市民主権の実現を目指す重要な取り組みとして、去る 4 月の市長選挙に際して発表した、マニュフェスト 2014 にも掲げたものである。
- ⇒同上 • 19 • 自治基本条例の制定にあたっては、先日、議員全員協議会において、議員の皆様にお示しした条例素案の案に修正を加えて、条例素案として、市民検討委員会の審議をお願いすることとしている。
- ⇒同上 • 20 • 条例素案は、基本的に市民検討委員会の答申内容を尊重しつつ、議員の皆様からの指摘や、理事者側で行っている法務管理の検証結果を踏まえて、懸念される問題点を排除する形で作成したいと考えている。
- ⇒同上 • 21 • 具体的には、自治基本条例の適用除外規定を新設し、恣意的な活動や、政治・宗教活動、特定の者の利権のための活動を排除することがあげられる。
- ⇒同上 • 22 • 条例の位置付けについては、答申の内容と同様に、効力的に他の条例に優越させるものではなく、あくまでもまちづくりの基本となるものであり、具体的には、他の条例等の制定、改廃などに当たり、この条例の趣旨を尊重するものである。
- ⇒同上 • 23 • しかし、全てにおいて尊重規定を適用した場合、別に定める住民投票条例の制定に当たっても尊重することとなり、住民投票の投票資格者にも各主体を含めることが前提となるという問題が生じる。
- ⇒同上 • 24 • したがって、法令等の解釈を損ねるおそれがあるものについては、尊重するという規定の適用除外規定を設け、他の条例等の制定改廃において、可能な限り、法令等の趣旨を損ねない範囲において、自治基本条例の趣旨を尊重していくとするものである。
- 25 • 昨年来、私が指摘してきた、あるいは、全国各地での自治基本条例の制定について、非常に議論になってきたのが住民投票の件である。
- 26 • 住民投票というのは、自治基本条例に定めるまでもなく、日本の憲法及び地方自治法には 3 つの類型があるが、その中で重要なのは民主主義の確保である。
- 27 • 治める側と治められる側が同じであるからこそその民主主義であり、投票というものはそれを確保しなければならない。
- 28 • 住民投票を請求できるのは有権者だが、有権者というのは弘前の中にいる市民よりは狭いくくりである。狭いくくりの中の市民の請求なのに投票できるのはそれに含まれない人も含まれるという問題が、今までの市民の定義と住民投票の理念からはあった。
- 29 • 住民投票に対する疑惑というものを払しょくするということで、適用除外規定を設けるということだと思うので、これは議論としては大変な前進であると考える。

- | | |
|----------|---|
| 30 | ・住民投票に関しては大きな修正がされるが、住民投票の結果を尊重するという話は問題があると思っている。 |
| (4) • 31 | ・今までだと、尊重しなければならないという表現だと法務管理、訴訟対策の面で非常に問題があるということで、尊重するという表現になったとあるが、今後取り消し訴訟や住民投票が行われたときに、訴訟上耐えられるのかという点を、法務管理の面から質問する。 |
| ⇒(4)応答 | ・中間報告書では尊重しなければならないという表現があったが、中間報告に対する皆様からの意見、内部の検討の結果、尊重するものとするという表現で、中間報告書に対する意見として提出した。 |
| ⇒同上 • 33 | ・最終報告書では、我々が提出した意見を踏まえて、尊重するものとするということで答申をいただき、条例素案の案もその内容となっている。 |
| ⇒同上 • 34 | ・検討委員会の議論の中でも、住民投票というのは最後の手段であり、その前に十分話をして、お互い理解をし、妥協するところは妥協をして、まちづくりの重要な問題に対して解決を図るのがベストだというものがあった。 |
| ⇒同上 • 35 | ・どうしても解決しない場合の最後の手段としての住民投票であるが、何度もご指摘あったとおり、それに絶対性を持たせるわけではない。 |
| ⇒同上 • 36 | ・あくまでも尊重するものなのだが、住民投票の結果を受けて、議員にても執行機関にても最終判断をしていくことになる。尊重するというのは、その結果が絶対だということではない。 |
| 37 | ・市政の中で住民投票までいってしまった時点で、自治基本条例の理念である、市民との協働というのは失敗しており、その後の最終手段ということになる。 |
| 38 | ・本来であれば、住民投票に持ち込む前に、議会、市長、市民が話し合ったうえで物事を決めていかなければいけないし、そのための枠組みを作るための条例というのが自治基本条例だと私は考えているので、住民投票までいかないようにする枠組みというのが非常に重要になってくる。 |
| (5) • 39 | ・議論を煮詰めていくうえでの仕組みづくりというのも自治基本条例に盛るべきだと思うのだが、それに対する考え方があつたらお答え願いたい。 |
| ⇒(5)応答 | ・ただ今議員から新しいご提案がありました。現在、府内での検討を進めている過程であるので、今の意見を踏まえて、条例の中にそういった要素を加えるのがどうかというのを検討させていただきたい。 |
| 41 | ・住民投票に関して一つ提案だが、住民投票を実施するにあたり、あることについては 16 歳以上の弘前市民、次の住民投票の時は 20 歳以上というような解釈ができるのが住民投票の実施条例になるが、議論が起こるし混乱が生じる面であると思う。 |
| (6) • 42 | ・実施条例を作る上での指針というものを示しておくためにも、さまざまな手続きに関しては公職選挙法を準用するというかたちで文言を載せてもいいのではないかと思うのが、その点に関してはどうお考えか。 |
| ⇒(6)応答 | ・自治基本条例の中で投票資格者の範囲を定めておくということも技術的には可能だと思うが、この条例はあくまでもまちづくりの理念、仕組み作りなどを概括的に定める性格であるというふうに考えている。 |
| ⇒同上 • 44 | ・住民投票については、投票資格者も含めて、制度全般を別の条例に委任するという考え方であるが、その意図の一つとしては、住民投票の実施を議論する局面に至っても、その案件に対する住民投票の必要性や制度全般の論点について、慎重かつ十分な議論をしてほしいというものである。 |
| ⇒同上 • 45 | ・個別設置型の住民投票条例のデメリットとして、実施までに時間がかかるという |

のがあるが、住民投票制度の乱立を防ぐという面もある。あくまでもまちづくりの最終手段であるということもあり、時間を要するというデメリットをメリットに変える、そういう考え方もできる。そういう必要性から議論しようとするものである。

- 46 ・この点に関しては、今制定作業が始まったところなので、今後も議論を深めていい条例を作つていければいいと考えている。
- 47 ・条例素案の案に関して、全国どこの自治基本条例の文言とも同じではないかという気がする。
- (7)・48 ・素案を見ても、弘前らしさ、弘前じゃないと適用できないような条項というのが何一つ無い。条例をゼロから作るにあたって、弘前らしさをどこかにしっかり盛り込むべきだと思うが、考え等あつたらお聞かせ願いたい。
- ⇒(7)応答 ・市民検討委員会の答申の段階で、学生を主体に位置付けていること、市民力、学生力、地域力といった各主体が有する特有の力を高める取り組みを執行機関が後押しする、そういった弘前の特徴、弘前らしさは含まれていると考えている。
- ⇒同上 50 ・執行機関としては、それらに加え、内容について法的にも十分検証し、整理して、そういった点において優れた自治基本条例、それも一つの弘前らしさではないかと考えている。
- 51 ・その点に関しても今後また議論を進めていきたいと思う。